

和歌山県災害廃棄物処理について

和歌山県産業資源循環協会

山本

【和歌山県】

平成23年台風12号災害による災害廃棄物の発生量

市町村名	発生量(トン)
和歌山市	89
田辺市	7,359
新宮市	30,738
紀美野町	52
みなべ町	160
日高川町	8,140
白浜町	508
那智勝浦町	21,118
古座川町	2,958
北山村	68
串本町	220
計	71,410

※災害等廃棄物処理事業費国庫補助金実績報告書等を参考に算出。

全廃連のヒアリング項目

- 1 災害廃棄物の種類、量
 - ・那智勝浦町 21, 118トン
 - ・日高川町 8, 140トン
- 2 協力・支援を依頼した動機
 - 平成23年9月10日に那智勝浦町から同月11日に日高川町から支援要請があったため、「大規模災害時における災害廃棄物の処理等に関する協定書(平成18年7月26日締結)」に基づき支援を要請した。
- 3 協力・支援の依頼時期
 - ・那智勝浦町 平成23年9月10日
 - ・日高川町 平成23年9月11日
 - (平成23年9月3日～4日 台風12号による豪雨により被災)
- 4 災害廃棄物の処理を行うために協力・支援を依頼した団体及び実際に協力した団体等
和歌山県産業廃棄物協会
- 5 協力支援の依頼方法及び依頼ルート
 - ・依頼方法 書面にて協力要請
 - ・依頼内容 車両台数等の具体的な指定はなく、災害廃棄物の処理への協力要請した。
依頼後、県、町、産廃協会が現地で協議し支援内容及び支援体制を決定
- 6 災害廃棄物の処理手順(フロー)、使用資機材等
(協会で回答)
- 7 協力・支援を依頼した際の問題点
一般廃棄物は、再委託が禁止されているため、「市町村→産廃協会→処理業者」という委託形態がとれず、「市町村→処理業者」という形態となったため、実際に処理業者をとりまとめる産廃協会に委託ができなかった。
- 8 災害廃棄物の処理上の課題
 - ・混合廃棄物の処理
 - ・流木の処理
 - ・死亡牛豚の処理
- 9 災害廃棄物処理に関する取組み状況
 - ・災害時の協力協定
和歌山県清掃連合会、和歌山県産業廃棄物協会、和歌山県建設業協会
 - ・災害廃棄物処理計画
平成23年6月1日現在で、22市町で策定済み。
 - ・その他
特に被害の大きい被災市町村に職員を派遣し、災害廃棄物処理支援について助言等の支援
- 10 産業廃棄物協会や産廃業界に対する要望
- 11 その他

災害廃棄物処理に関する実態調査への回答

那智勝浦町

1. 災害廃棄物の種類、量について

A. 別紙「平成23年度 台風12号関係廃棄物処理処分量一覧<ごみ処理実績>」のとおり

2. 協力・支援を依頼した動機(理由)

A. 膨大な廃棄物に対応するため、県と協議した結果、災害時等の協力・支援で県と協定を締結している貴職に支援を依頼することとなった。

3. 協力・支援の依頼時期

A. 発生直後(大栄環境、資源開発) 発生1週間後(産廃協会)
町にグリーンセンターの11月1日に発生した産業の廃棄物

4. 災害廃棄物の処理を行うために協力・支援を依頼した団体及び実際に協力した団体等

A. 和歌山県産業廃棄物協会

5. 協力支援の依頼方法及び依頼ルート

・依頼方法 A. 和歌山県循環型社会推進課経由
・依頼内容 A. 災害廃棄物等の収集・処分委託

6. 災害廃棄物の処理手順(フロー)、使用資機材等

・廃棄物処理別の処理手順 A. 別紙フロー図
・使用資機材 A. 別紙のとおり
・作業員 A. 別紙のとおり
・作業体制 A. 住民課長一県産廃協会長一各業者
・契約形態 A. 随意契約

業者から提出を求めた資料、書類等(処理計画書、報告書類等)

A. 労務費(人件費)の場合は:作業日報、業務日報等
A. 車両借り上げ料の場合は:運行記録
A. 処分費(委託費含む)の場合は:計量伝票等
A. 燃料費の場合は:伝票または使用した燃料の量がわかるもの

7. 協力・支援を依頼した問題点(課題)

A. 今回多くの業者に協力・支援を得られ、迅速に廃棄物の処理が行われましたが、作業日報・計量表などの提出書類が業者ごとに異なっており、事務処理に時間がかかった。統一様式があれば、処理しやすい。

A. 車両等に統一した目印があれば、区別しやすい。

8. 災害廃棄物の処理上の課題

A. 仮置き場の選定(スペース、臭い、ほこり) > 下地・軽装が表層の2つは、破傷風とかの予防接種。
A. 分別方法の取扱い(スペース、コスト面、被災者負担面) 破傷風とかの予防接種
A. 有害物質の判別、知識不足・未経験での対応 分別 → 当初軽装と取扱いが、補助金は取れない

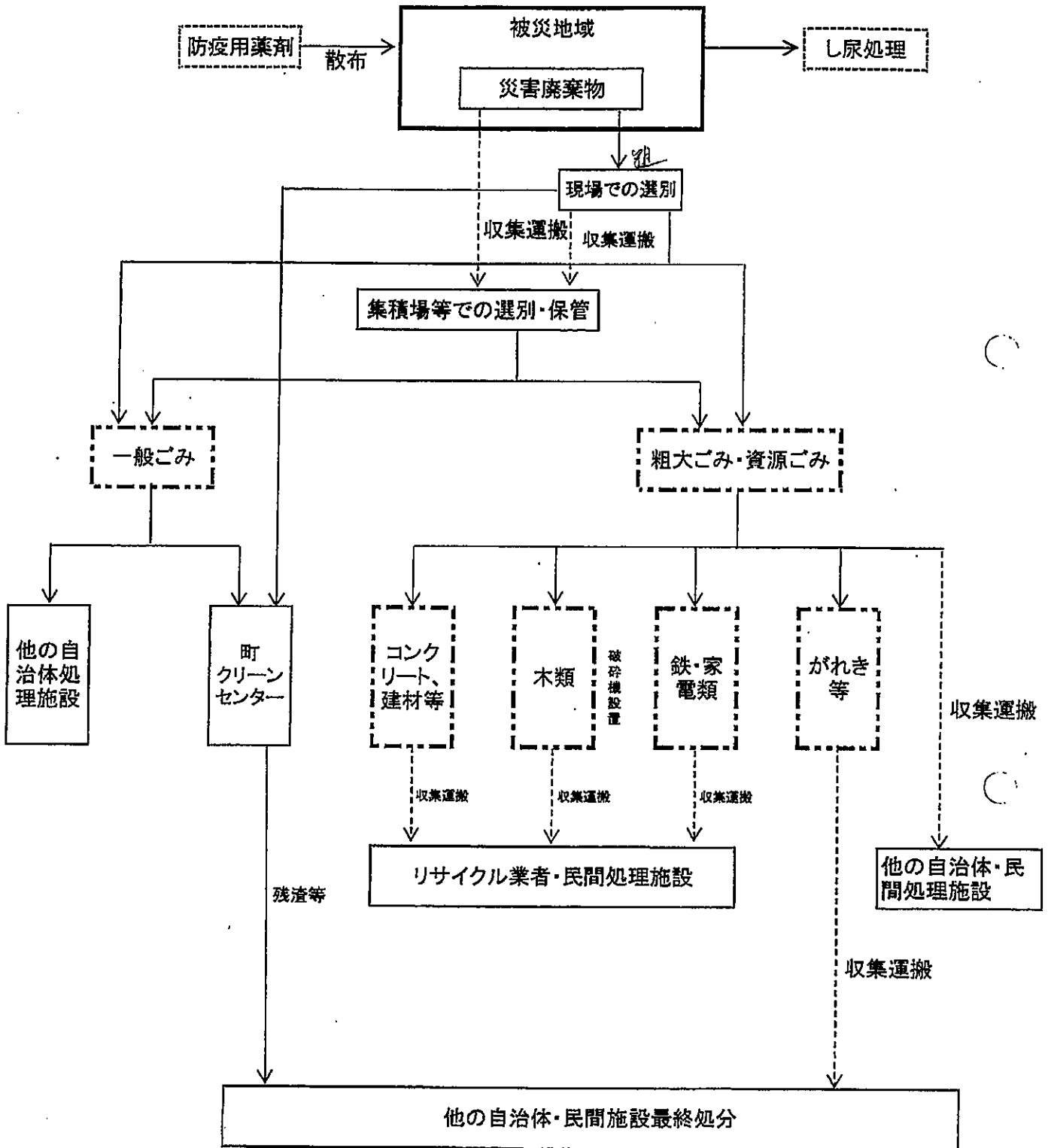
9. 災害廃棄物に関する取り組み状況

A. 今後、大規模災害の発生を見越した協力・支援協定等の締結が必要と考える。

10. 産業廃棄物協会や産廃業界に対する要望

町 ← 協会
町 ← 協会

那智勝浦町台風12号災害廃棄物関係処理フロー図



委託契約における重要事項等について

(一社) 和歌山県産業資源循環協会

紀伊半島大水害の災害廃棄物処理では、自治体と会員企業が直接契約した。

単価は会員から自治体に提出した見積りで決まったので、自治体によって単価は異なった。

仮置場で現場指導に当たった会長、副会長の宿泊費用、日当について、実費分を災害支援で携わった会員企業から後日負担してもらい賄った。

事後決定であったため、会員からは最初から言っておいて欲しかった旨の意見が出た。武田会長は那智勝浦町で6ヶ月、目良副会長は日高川町で3ヶ月泊まり込みで指揮を執った。

協会と会員企業が連名で契約を交わす場合、協会事務局が日報・実績報告・無料通行券等の取りまとめを行う為、非常に煩雑な事務を行うことになる。

それぞれの作業・物資について、標準単価を例示してはどうか。

都道府県によって異なるが、国土交通省が出している公共工事設計労務単価を基本にすると良いのでは!?

事前に自治体(財政担当課)と協議して、調整を済ませておくべきでは。

※ 作業に当たった処理業者の意見として、最初に薬剤散布で消毒を行っていたが、仮置場では、搬入者がTシャツや半袖で来るので、ケガの心配があった。破傷風の予防接種が必要である。

分別方法で当初住民から批判を浴びたが、結果として搬出時の効率は良かった。事前に住民向けの分別チラシの配布で周知しておく必要がある。

農薬など外見上、中身がわからない物への不安があった。

混合廃棄物の選別作業がとても大変であった。

運送車両の通行や一次処理バックホーの騒音・ほこりで、住民から苦情が出た。

コンからの破碎後の利用は、RC、埋戻し、路盤材に利用した。

那智勝浦町の災害廃棄物量は可燃・不燃混合で6,540トン32%、可燃物363トン1.8%、木材類5,774トン28%、鉄類・家電921トン4.5%、不燃その他181トン1%、がれき類6,689トン33%で計20,469トンでした。

その他、那智勝浦クリーンセンターへ自己搬入648トンで合計21,118トンとなっています。

処分費は411,233,761円64%、収集運搬費192,789,764円30%、分別作業費1,129,800円0.2%、現状復旧費3,375,960円0.5%、リース料7,547,400円1.2%、その他雑費27,109,902円4.2%で計643,186,587円となっています。

分別・積込(〇〇〇〇センター仮置場)

工種	項目	単位	単価
破碎、選別工	バックホウ0.45m ³	供用日	21,520
	バックホウ用エコカッター	供用日	40,000
	重機回送	回	40,000
	技師C	人	44,800
	土木一般世話役	人	33,600
	運転手(特殊)	人	28,000
	普通作業員	人	27,100
	交通誘導員B	人	16,200

運搬

工種	項目	単位	単価
運搬工	石材・石	回	32,500
	畳等	台/日	45,000
	がれき類混合物	回	32,500
	レンガ等	回	32,500
	ブロック等コンクリート類	回	21,600
	瓦等	回	32,500
	木くず	台/日	45,000
	がれき混じり土砂	回	32,500
	鋤取り土	回	32,500

仮設・保全費

工種	項目	単位	単価
運搬工	敷鉄板敷設5'×20' 25t	枚・日	91
	敷鉄板運搬費	台	40,000
	ユニットハウス	月	27,000
	ユニットハウス回送	回	20,000
	備品損料	式	20,000
	消火器	本	6,450
	工事用車両幕	式	160,500
周辺環境保全工	散水車 容量3800L	供用日	18,290
	発動発電機 20kVA	供用日	6,412
	タイヤ洗浄用高圧洗浄機	供用日	2,612
	バックホウ0.45m ³	供用日	21,520
	運転手(特殊)	人	28,000
	普通作業員	人	27,100
	埋戻し用砂	m ³	4,000
	埋戻し用砂 運搬費	台	32,500
埋戻し	m ³	2,753	

※人件費については、国土交通省、公共工事設計労務単価を基に和歌山県の単価に社会保険料(事業主負担分)・安全管理費・宿泊費を加算した額を適用した。その他については、大阪府の北部地震・台風21・24号被害時の契約単価を参考とした。

令和3年2月19日
不動産・建設経済局 建設市場整備課

令和3年3月から適用する公共工事設計労務単価について

- 令和2年度に実施した公共事業労務費調査に基づき、公共工事設計労務単価を決定し、令和3年3月から適用することとしたので、お知らせします。

【改訂後の単価のポイント】

- 1 今回の決定により、全国全職種単純平均で対前年度比1.2%引き上げられることとなります。(資料1)
- 2 また、必要な法定福利費相当額を加算するなどの措置を行った平成25年度の改訂から9年連続の引き上げにより、全国全職種加重平均値が20,409円となりました。(資料2)
- 3 労務単価には、事業主が負担すべき人件費（必要経費分）は含まれていません。よって、下請代金に必要経費分を計上しない、又は下請代金から値引くことは不当行為です。(資料3)

【問い合わせ先】

国土交通省 不動産・建設経済局 建設市場整備課

課長補佐 松本（内線：24863）

指導調整係長 藤井（内線：24865）

電話番号 03-5253-8111【代表】

03-5253-8283【夜間直通】

FAX番号 03-5253-1555

令和3年3月から適用する公共工事設計労務単価について

資料 1

単価設定のポイント

- (1) 最近の労働市場の実勢価格を適切・迅速に反映し、47都道府県・51職種別に単価を設定
- (2) 新型コロナウイルス感染症の影響下であることを踏まえた**特別措置**※を実施
- (3) **必要な法定福利費相当額及び義務化分の有給休暇取得に要する費用の反映を継続**

※前年度を下回った単価は、前年度単価に据置

全職種

全 国 (20,409円) 令和2年3月比; +1. 2% (平成24年度比; +53. 5%)
被災三県 (22,164円) 令和2年3月比; +0. 6% (平成24年度比; +69. 8%)

主要12職種

職種	全国平均値	令和2年度比	職種	全国平均値	令和2年度比
特殊作業員	22,193円	+0. 3%	運転手 (一般)	19,916円	+1. 7%
普通作業員	18,939円	+0. 3%	型枠工	25,511円	+1. 7%
軽作業員	14,623円	+0. 7%	大工	24,748円	+0. 7%
とび工	25,082円	+0. 9%	左官	24,360円	+0. 3%
鉄筋工	24,839円	+0. 2%	交通誘導警備員 A	14,364円	+2. 1%
運転手 (特殊)	22,835円	+0. 9%	交通誘導警備員 B	12,562円	+2. 1%

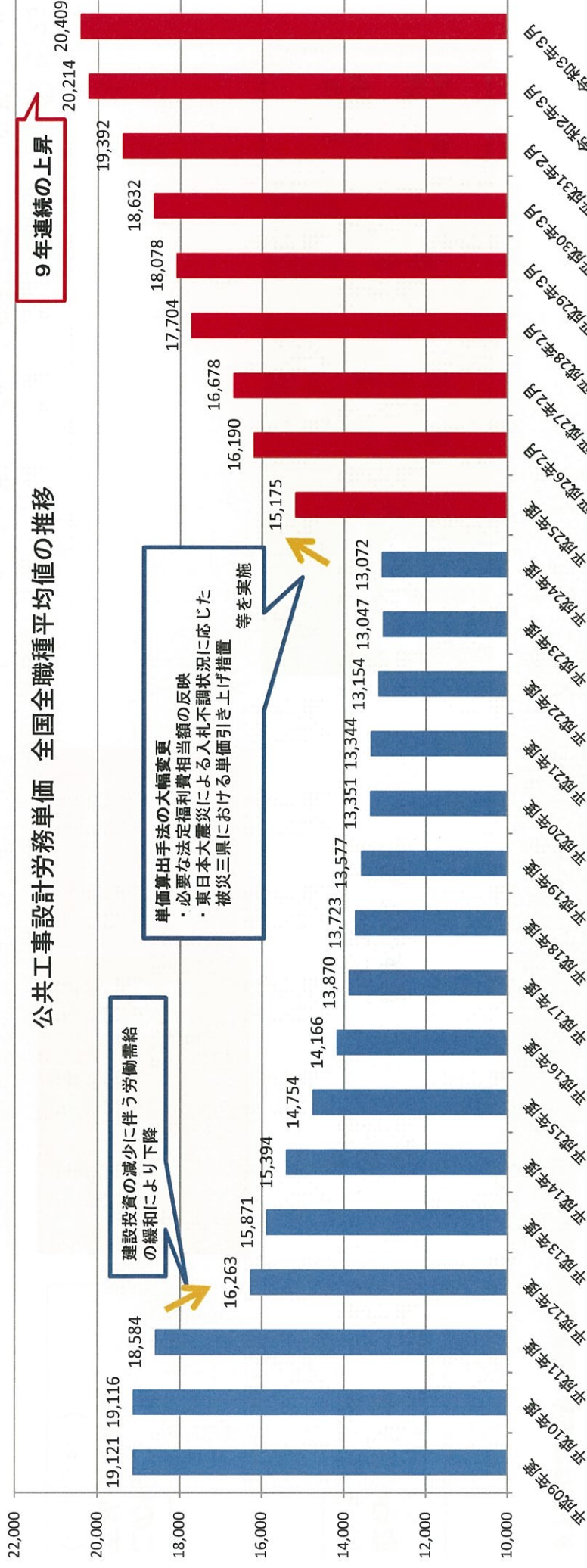
注1) 金額は加重平均値、伸率は単純平均値で算出

注2) 被災三県における単価の引き上げ措置 (継続)

令和3年3月から適用する公共工事設計労務単価について

資料2

○全国全職種平均値は新型コロナウイルスの影響を踏まえた特別措置を実施し9年連続の上昇



注1) 金額は加重平均値にて表示。平成31年までは平成25年度の標準数をもとにラスパイルス式で算出し、今年度は令和2年度の標準数をもとにラスパイルス式で算出した。
注2) 平成18年度以前は、交通誘導警備員がA・Bに分かれていたため、交通誘導警備員A・Bを足した人数で加重平均した。

参考：近年の公共工事設計労務単価の単純平均の伸び率の推移

	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	R02	R03	H24比
全国	+15.1%	→ +7.1%	→ +4.2%	→ +4.9%	→ +3.4%	→ +2.8%	→ +3.3%	→ +2.5%	→ +1.2%	+53.5%
被災三県	+21.0%	→ +8.4%	→ +6.3%	→ +7.8%	→ +3.3%	→ +1.9%	→ +3.6%	→ +2.9%	→ +0.6%	+69.8%

注3) 伸び率は単純平均値より算出した。

令和3年3月から適用する
公共工事設計労務単価表

令和3年2月

1. 令和3年3月から適用する公共工事設計労務単価について

決定した都道府県別・職種別の公共工事設計労務単価一覧を「令和3年3月から適用する公共工事設計労務単価」に示す。なお、単価の決定にあたり労務単価の決定にあたり、引き続き、法定福利費相当額及び義務化分の有給休暇取得に要する費用を適切に反映している。加えて、新型コロナウイルス感染症の影響下であることを踏まえて、前年度を下回った単価は、前年度単価に据え置く特別措置を実施している。

また、入札不調の発生状況等に応じて公共工事設計労務単価を機動的に見直すことのできるよう措置している。

公共工事設計労務単価は、国土交通省不動産・建設経済局建設市場整備課及び各地方整備局技術管理担当課等で閲覧できる。

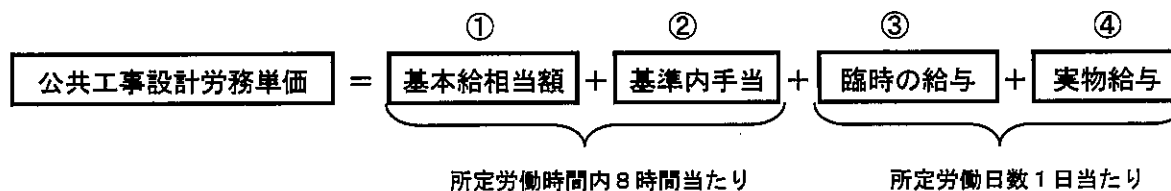
2. 公共工事設計労務単価について

(1) 公共工事設計労務単価の構成

公共工事設計労務単価は、次の①～④で構成される（図－1）。

- ① 基本給相当額
- ② 基準内手当（当該職種の通常の作業条件及び作業内容の労働に対する手当）
- ③ 臨時の給与（賞与等）
- ④ 実物給与（食事の支給等）

図－1 公共工事設計労務単価の構成



(2) 公共工事設計労務単価に含まれない賃金、手当、経費

- ① 時間外、休日及び深夜の労働についての割増賃金
- ② 各職種の通常の作業条件又は作業内容を超えた労働に対する手当
- ③ 現場管理費（法定福利費（事業主負担分）、研修訓練等に要する費用等）及び一般管理費等の諸経費

（例えば、交通誘導警備員A、Bの単価については、警備会社に必要な諸経費（現場管理費及び一般管理費等）は、含まれていない。）

(3) 留意事項

公共工事設計労務単価は公共工事の工事費の積算に用いるためのものであり、以下の点について十分留意すること。

- ・ 本単価に含まれる賃金の範囲は(1)のとおりであり、(2)に示すものは含まれないこと (法定福利費(事業主負担分)、研修訓練等に要する費用等は、積算上、現場管理費等に含まれている)

なお、労働者の雇用に伴う必要経費を含めた金額を参考に示す。

3. 公共事業労務費調査の概要について

(1) 調査目的

公共工事の発注に際し必要となる予定価格の決定にあたっては、「予算決算及び会計令」において、取引の実例価格、需給の状況等を考慮して適正に定めることとされている。

これに基づき、農林水産省及び国土交通省では、公共工事の予定価格の積算に必要な公共工事設計労務単価を決定するため、所管する公共事業等に従事した建設労働者等に対する賃金の支払い実態を、昭和45年より毎年定期的に調査している。

(2) 調査方法

① 調査対象工事

農林水産省及び国土交通省所管の直轄・補助事業等のうち、令和2年10月に施工中の1件当たり1,000万円以上の工事を選定母集団として、無作為に抽出。未着工、完了等の無効となった工事を除く有効工事件数は、10,131件。地方別の有効工事件数を表-1に示す。

② 調査の実施方法

調査対象者は、調査対象工事に従事する51職種の建設労働者等(各職種の定義・作業内容を「調査対象職種の定義・作業内容」に示す)。労働基準法により使用者に調製・保存が義務付けられている賃金台帳から、請負業者(元請会社及び協力会社)が転記する等して調査票を作成。会場調査において、調査票記載内容を照合・確認することにより、賃金の支払い実態を把握。

③ 有効標本数

賃金台帳の不備等による不良標本を除いた有効標本数は、全職種で85,228人。地方別の有効標本数を表-1に示す。

表-1 有効工事件数及び有効標本数

地方連絡協議会名	有効工事件数 (件)	有効標本数 (人)
北海道	866	8,367
東北	1,200	12,731
関東	1,693	15,378
北陸	816	6,929
中部	1,289	10,154
近畿	1,215	9,110
中国	908	7,339
四国	773	5,102
九州	1,121	8,141
沖縄	250	1,977
全国計	10,131	85,228

④ 公共工事設計労務単価の決定

有効標本について、所定労働時間内 8 時間あたりに換算し、都道府県別・職種別に集計。集計結果を基に、公共工事設計労務単価を決定。

なお、建築ブロック工については、十分な有効標本数が確保できず、公共工事設計労務単価として設定するに至らなかった。

⑤ その他

令和 2 年 1 0 月調査の対象となった工事の件名及び請負会社名(元請)については、各地方連絡協議会事務局(国土交通省各地方整備局、北海道開発局又は沖縄総合事務局の技術管理課等)において、割増対象賃金比については国土交通省ホームページにおいても閲覧できる。

令和3年3月から適用する公共工事設計労務単価

- 1 公共工事設計労務単価は、公共工事の工事費の積算に用いるためのものである。
- 2 本単価は、所定労働時間内8時間当たりの単価である。
- 3 時間外、休日及び深夜の労働についての割増賃金、各職種の通常の作業条件または作業内容を超えた労働に対する手当等は含まれていない。
- 4 本単価は労働者に支払われる賃金に係るものであり、現場管理費(法定福利費(事業主負担分)、研修訓練等に要する費用等)及び一般管理費等の諸経費は含まれていない。(例えば、交通誘導警備員の単価については、警備会社に必要な諸経費は含まれていない。)
- 5 法定福利費(事業主負担分)、研修訓練等に要する費用等は、積算上、現場管理費等に含まれている。

単位:円

地方連絡協会の名	都道府県名	特殊作業員	普通作業員	軽作業員	造園工	法面工	とび工	石工	ブロック工	電工	鉄筋工
北海道	01 北海道	<21,100>	<17,300>	14,500	<19,700>	<26,400>	23,700			21,300	<24,200>
東北	02 青森県	<24,300>	<17,900>	13,800	<19,500>	26,900	24,800		26,200	19,600	26,100
	03 岩手県	<(23,400)>	(19,300)	(14,500)	<20,500>	28,300	23,800		26,300	20,700	26,000
	04 宮城県	<(24,800)>	(19,200)	(15,500)	<21,500>	29,000	28,900		26,400	22,100	31,300
	05 秋田県	<22,900>	<18,100>	14,800	<20,200>	27,000	24,400		26,300	20,300	<26,800>
	06 山形県	<23,000>	<18,100>	15,500	<20,600>	25,700	24,500		26,100	21,100	27,200
	07 福島県	<(24,800)>	(19,100)	(16,800)	<21,100>	28,200	26,700	<26,400>	26,500	21,600	27,500
	関東	08 茨城県	22,000	20,500	14,300	21,000	24,200	26,100	<26,800>	<25,200>	22,000
09 栃木県		21,700	19,200	14,200	20,800	<25,800>	24,700	<26,900>	<25,200>	21,700	<25,200>
10 群馬県		21,700	20,200	15,100	20,900	26,900	23,600	<25,800>	<25,000>	21,300	<24,500>
11 埼玉県		23,300	20,800	15,000	20,700	<25,800>	27,300	<26,900>	<25,300>	23,400	<27,000>
12 千葉県		24,200	20,500	14,900	21,600	<25,700>	28,200	<27,500>	<25,300>	23,600	<28,100>
13 東京都		24,700	21,600	15,600	21,600	27,100	27,900	<27,300>	<25,300>	25,700	<27,600>
14 神奈川県		24,900	21,600	15,200	21,100	<25,700>	28,000	<27,300>	<25,100>	23,700	<25,900>
19 山梨県		23,800	21,500	14,900	21,000	<26,500>	24,900	<27,100>	<24,900>	23,200	<25,400>
20 長野県		22,900	19,800	15,800	20,900	<25,600>	24,600	<25,200>	<23,600>	21,800	<23,800>
北陸		15 新潟県	<22,500>	<19,000>	16,800	<20,400>	<27,200>	<23,500>	<23,500>	<24,500>	21,400
	16 富山県	<25,000>	<20,100>	15,800	<20,100>	<28,900>	<26,300>			22,400	<26,500>
	17 石川県	<24,100>	<20,700>	15,600	<19,900>	<29,000>	<26,400>			22,500	<26,100>
中部	21 岐阜県	<22,800>	<20,300>	15,400	21,600	<26,700>	26,400		<26,900>	<21,600>	<24,700>
	22 静岡県	<22,600>	<21,400>	14,000	20,900	<26,400>	25,500	<27,500>	<28,000>	<22,800>	<25,300>
	23 愛知県	<23,700>	<20,300>	15,800	21,000	<27,600>	27,100		<26,700>	<21,700>	<24,700>
	24 三重県	<22,700>	<19,600>	15,000	21,900	<27,200>	27,800			<21,800>	<25,000>
近畿	18 福井県	20,500	17,400	<13,500>	20,800	23,700	22,200	29,500	24,900	<19,700>	22,500
	25 滋賀県	20,800	<18,600>	<14,100>	21,500	<24,800>	<23,700>		24,700	<20,900>	<23,800>
	26 京都府	20,200	19,400	<13,300>	21,500	<24,100>	<23,400>			<20,400>	<22,900>
	27 大阪府	21,600	19,000	<13,200>	21,500	<24,900>	<24,800>			<21,300>	<23,400>
	28 兵庫県	19,500	19,200	<13,200>	20,600	<23,700>	<23,700>		24,600	<20,100>	<21,900>
	29 奈良県	21,800	19,100	<14,000>	22,500	<24,800>	<24,200>			<20,900>	<23,500>
	30 和歌山県	21,100	19,300	<13,600>	21,200	<24,000>	<24,000>			<21,000>	<22,500>
中国	31 鳥取県	18,600	<15,000>	<13,200>	19,000	22,700	21,800		<20,000>	<18,900>	<21,500>
	32 島根県	19,000	<16,200>	<13,300>	18,400	21,800	21,700			<18,900>	<20,800>
	33 岡山県	20,000	<17,500>	<13,500>	19,300	23,300	22,600		<19,800>	<19,500>	<22,000>
	34 広島県	20,300	<18,300>	<13,400>	18,400	23,500	22,300			<20,100>	<21,800>
	35 山口県	19,000	<16,800>	<13,300>	18,600	22,800	22,300			<19,700>	<21,300>
四国	36 徳島県	20,800	18,800	<13,900>	18,500	<27,700>	23,100			20,200	22,200
	37 香川県	21,600	19,300	<13,900>	18,900	<25,900>	23,200			20,600	22,400
	38 愛媛県	20,400	16,900	<13,500>	18,700	<25,500>	23,000			19,600	21,100
	39 高知県	20,100	17,200	<14,400>	19,100	<26,500>	23,400			19,600	21,200
九州	40 福岡県	22,000	<19,500>	<13,700>	19,400	<24,800>	<23,800>	<24,800>	24,700	<21,000>	<23,100>
	41 佐賀県	19,400	<16,700>	<13,300>	19,300	<24,400>	<22,300>	<25,100>	24,900	<20,600>	<22,700>
	42 長崎県	20,300	<17,600>	<14,000>	20,000	<24,200>	<22,200>	<25,300>	24,800	<19,700>	<22,500>
	43 熊本県	20,700	<18,000>	<14,800>	19,700	<25,300>	<23,300>	<25,200>	24,600	<19,400>	<23,300>
	44 大分県	19,700	<16,800>	<13,900>	19,300	<23,400>	<22,900>	<24,800>	24,200	<19,600>	<23,100>
	45 宮崎県	22,000	<16,400>	<14,000>	19,400	<23,600>	<23,100>	<25,100>	24,200	<19,100>	<21,800>
46 鹿児島県	24,200	<17,700>	<15,100>	19,100	<27,400>	<23,500>	<25,200>	24,200	<19,700>	<23,000>	
沖縄	47 沖縄県	<21,900>	<19,300>	<14,900>	19,000	<23,600>	<28,500>			17,200	<26,100>

(注)岩手県、宮城県、福島県における(丸括弧書き)は、入札不調の発生状況等に応じた単価を採用している。

(注)<山括弧書き>は、特別措置によりコロナ禍の影響を考慮した単価を示している。

令和3年3月から適用する公共工事設計労務単価

- 1 公共工事設計労務単価は、公共工事の工事費の積算に用いるためのものである。
- 2 本単価は、所定労働時間内8時間当たりの単価である。
- 3 時間外、休日及び深夜の労働についての割増賃金、各職種の通常の作業条件または作業内容を超えた労働に対する手当等は含まれていない。
- 4 本単価は労働者に支払われる賃金に係わるものであり、現場管理費(法定福利費(事業主負担分)、研修訓練等に要する費用等)及び一般管理費等の諸経費は含まれていない。(例えば、交通誘導警備員の単価については、警備会社に必要な諸経費は含まれていない。)
- 5 法定福利費(事業主負担分)、研修訓練等に要する費用等は、積算上、現場管理費等に含まれている。

単位:円

地方連絡協議会名	都道府県名	鉄骨工	塗装工	溶接工	運転手(特殊)	運転手(一般)	潜かん工	潜かん世話役	さく岩工	トンネル特殊工	トンネル作業員
北海道	01 北海道	<25,000>	<24,200>	26,600	20,900	<17,600>	<35,100>	<41,700>		<38,300>	<27,900>
東北	02 青森県	23,200	22,000	25,000	26,600	<23,900>	34,400	<40,900>	<32,000>	<36,800>	<26,900>
	03 岩手県	23,400	23,000	25,200	(26,400)	<<22,000>>	34,400	<40,900>	<32,000>	<38,900>	<27,100>
	04 宮城県	26,400	26,900	27,000	(27,600)	<<24,500>>	34,200	<40,500>	<31,600>	<38,800>	<26,900>
	05 秋田県	23,800	23,700	25,500	25,600	<24,400>	34,300	<40,900>	<32,000>	<37,600>	<27,300>
	06 山形県	24,800	26,400	26,800	24,200	<21,700>	34,400	<40,800>	<32,000>	<37,600>	<27,200>
	07 福島県	24,700	26,500	26,700	(23,500)	<<20,900>>	34,400	<40,700>	<31,800>	<37,500>	<26,700>
	関東	08 茨城県	<23,700>	25,800	29,300	24,100	19,800	30,300	35,700	30,900	<31,400>
09 栃木県		<24,600>	27,200	30,100	21,700	20,600	30,400	35,800	30,900	<31,900>	25,000
10 群馬県		<24,000>	23,700	28,100	22,000	18,500	30,400	35,800	30,900	<34,300>	24,900
11 埼玉県		<25,100>	27,600	29,300	25,000	21,700	30,400	35,800	30,900	<30,300>	24,800
12 千葉県		<25,000>	27,800	29,400	24,400	21,600	30,400	35,800	30,900	<30,200>	24,800
13 東京都		<25,700>	29,200	31,300	24,600	20,300	30,400	35,800	30,900	<29,400>	24,800
14 神奈川県		<25,700>	29,200	32,000	25,600	21,700	30,400	35,800	30,900	<32,700>	24,800
19 山梨県		<26,000>	27,600	30,800	24,600	21,100	30,500	35,900	31,100	<31,600>	24,800
20 長野県		<24,500>	24,800	27,300	22,000	19,100	30,600	36,100	31,200	<33,400>	25,100
北陸		15 新潟県	23,700	24,800	<25,200>	<22,300>	19,700	<33,900>	<40,100>	<30,400>	37,600
	16 富山県	26,300	26,400	<26,300>	<23,500>	19,700	33,800	<40,000>	<30,300>	38,400	26,100
	17 石川県	25,700	26,000	<25,900>	<22,900>	20,500	33,800	<39,900>	<30,300>	38,200	26,500
中部	21 岐阜県	24,500	25,400	<27,400>	23,600	20,500	32,300	38,000	29,000	37,200	26,800
	22 静岡県	26,700	27,100	<29,600>	23,100	20,800	32,300	38,100	29,100	37,000	26,700
	23 愛知県	25,000	26,600	<28,900>	23,300	21,100	32,300	38,000	29,000	36,300	26,600
	24 三重県	26,000	25,800	<28,500>	22,900	20,300	32,300	38,100	29,100	37,200	26,300
近畿	18 福井県	22,000	23,900	24,800	20,200	19,900	30,200	35,700	23,800	34,500	26,400
	25 滋賀県	<21,700>	<24,100>	26,000	21,400	19,000	<30,300>	<35,800>	<23,800>	34,900	26,300
	26 京都府	<21,900>	<24,800>	25,800	20,300	18,300	<30,300>	<35,800>	<23,800>	34,300	25,400
	27 大阪府	<22,300>	<25,600>	25,500	21,800	18,500	<30,300>	<35,800>	<23,800>	34,000	25,200
	28 兵庫県	<21,000>	<22,900>	25,200	20,500	18,300	<30,300>	<35,800>	<23,800>	33,700	25,100
	29 奈良県	<22,300>	<25,500>	26,800	21,200	18,700	<30,300>	<35,800>	<23,800>	34,700	25,400
30 和歌山県	<21,800>	<24,800>	25,500	19,900	18,100	<30,300>	<35,800>	<23,800>	33,000	25,100	
中国	31 鳥取県	20,600	21,700	23,300	<17,300>	15,500	<30,900>	<36,600>	25,400	35,300	24,500
	32 島根県	20,000	20,100	21,400	<18,800>	15,800	<30,900>	<36,600>	25,400	36,100	25,300
	33 岡山県	20,900	21,600	23,400	<20,200>	17,800	<30,800>	<36,500>	25,400	34,400	25,000
	34 広島県	20,800	20,500	21,500	<20,600>	17,800	<30,800>	<36,400>	25,300	36,200	25,100
	35 山口県	20,300	19,800	21,900	<19,100>	17,100	<30,900>	<36,600>	25,400	36,600	25,300
四国	36 徳島県	22,400	21,800	25,300	18,600	18,000	32,100	<38,000>	<24,100>	<33,900>	<24,700>
	37 香川県	22,500	21,800	25,400	20,000	18,900	32,000	<37,900>	<24,100>	<34,200>	<24,600>
	38 愛媛県	22,400	21,700	25,400	20,300	18,600	32,100	<38,000>	<24,100>	<34,000>	<24,500>
	39 高知県	22,500	22,100	25,500	20,700	19,000	32,100	<38,000>	<24,100>	<34,200>	<24,600>
九州	40 福岡県	<21,500>	<23,800>	<25,000>	<21,300>	18,800	<34,000>	<40,300>	31,000	<38,000>	<26,600>
	41 佐賀県	<21,700>	<24,500>	<24,600>	<23,400>	19,400	<34,000>	<40,300>	31,000	<36,700>	<26,900>
	42 長崎県	<21,400>	<24,200>	<24,200>	<20,000>	18,000	<34,100>	<40,400>	31,100	<37,600>	<27,100>
	43 熊本県	<21,700>	<24,100>	<24,600>	<20,800>	18,500	<34,300>	<40,500>	31,100	<38,000>	<26,100>
	44 大分県	<21,700>	<23,000>	<24,300>	<22,200>	20,700	<34,100>	<40,400>	31,100	<36,900>	<26,000>
	45 宮崎県	<21,600>	<23,500>	<23,500>	<22,200>	19,300	<34,000>	<40,300>	31,000	<38,400>	<26,000>
	46 鹿児島県	<21,600>	<24,000>	<24,500>	<24,600>	22,100	<34,200>	<40,400>	31,100	<38,400>	<26,400>
沖縄	47 沖縄県	<20,700>	<24,800>	<24,800>	<24,900>	22,200	<34,900>	<41,400>		<29,700>	<24,000>

(注) 岩手県、宮城県、福島県における(丸括弧書き)は、入札不調の発生状況等に応じた単価を採用している。

(注) <山括弧書き>は、特別措置によりコロナ禍の影響を考慮した単価を示している。

令和3年3月から適用する公共工事設計労務単価

- 1 公共工事設計労務単価は、公共工事の工事費の積算に用いるためのものである。
- 2 本単価は、所定労働時間内8時間当たりの単価である。
- 3 時間外、休日及び深夜の労働についての割増賃金、各職種通常の作業条件または作業内容を越えた労働に対する手当等は含まれていない。
- 4 本単価は労働者に支払われる賃金に係わるものであり、現場管理費(法定福利費(事業主負担分)、研修訓練等に要する費用等)及び一般管理費等の諸経費は含まれていない。(例えば、交通誘導警備員の単価については、警備会社に必要な諸経費は含まれていない。)
- 5 法定福利費(事業主負担分)、研修訓練等に要する費用等は、積算上、現場管理費等に含まれている。

単位:円											
地方連絡協議会名	都道府県名	トンネル世話役	橋りょう特殊工	橋りょう塗装工	橋りょう世話役	土木一般世話役	高級船員	普通船員	潜水士	潜水連絡員	潜水送気員
北海道	01 北海道	<37,400>	<31,200>	<31,500>	38,400	22,600	28,000	21,900	<41,700>	<27,300>	<26,200>
東北	02 青森県	<37,600>	<30,500>	<32,900>	37,300	26,900	29,000	22,600	<47,600>	29,500	<29,800>
	03 岩手県	<37,700>	<30,700>	<33,000>	38,700	26,900	29,100	22,600	<49,500>	30,700	<31,400>
	04 宮城県	<37,400>	<30,400>	<32,700>	42,200	27,000	28,900	22,400	<54,000>	33,600	<33,900>
	05 秋田県	<37,600>	<31,000>	<32,900>	38,500	27,800	29,000	22,600	<49,100>	30,300	<30,800>
	06 山形県	<37,600>	<30,900>	<32,900>	37,600	26,000	29,000	23,600	<49,400>	30,600	<31,000>
	07 福島県	<37,500>	<30,500>	<32,900>	37,600	24,500	29,000	23,600	<49,400>	30,600	<31,200>
	関東	08 茨城県	<33,800>	30,100	<31,100>	34,600	24,000	32,100	24,100	38,400	25,200
09 栃木県		<33,900>	30,600	<31,100>	34,900	23,900	32,100	24,100	38,800	25,900	27,400
10 群馬県		<33,700>	30,400	<31,100>	34,900	24,000	32,200	24,100	40,200	25,300	26,700
11 埼玉県		<33,900>	31,200	<31,200>	35,100	24,300	30,500	24,100	40,100	29,200	28,700
12 千葉県		<33,800>	30,600	<31,200>	35,100	24,800	30,500	24,100	40,100	29,200	28,700
13 東京都		<33,600>	30,400	<31,200>	35,600	25,500	30,500	24,100	41,400	29,200	28,500
14 神奈川県		<33,700>	30,100	<31,200>	34,800	26,000	30,500	24,100	40,600	28,400	27,400
19 山梨県		<34,000>	30,400	<31,200>	34,200	24,600	30,400	24,000	41,100	27,800	27,400
20 長野県		<33,700>	30,600	<31,400>	33,800	24,000	30,700	24,100	39,400	26,400	27,500
北陸		15 新潟県	<40,300>	29,700	35,900	34,300	21,900	<28,100>	22,600	<42,300>	<25,700>
	16 富山県	<39,900>	29,600	35,900	35,300	23,300	<26,800>	22,600	<43,000>	<25,800>	<28,400>
	17 石川県	<39,900>	29,800	35,900	36,000	25,000	<26,800>	22,700	<41,500>	<26,600>	<26,700>
中部	21 岐阜県	37,500	<29,700>	<32,300>	34,400	24,700	28,200	22,600	39,500	25,100	<24,300>
	22 静岡県	37,500	<30,500>	<32,400>	34,700	24,900	28,100	22,600	45,200	27,300	<27,500>
	23 愛知県	37,500	<29,600>	<32,300>	34,000	24,700	28,100	22,600	42,300	26,700	<24,600>
	24 三重県	37,500	<29,700>	<32,400>	35,400	23,800	27,900	22,400	42,400	26,100	<24,500>
近畿	18 福井県	37,800	28,600	29,300	34,300	22,900	27,800	21,000	32,700	23,800	23,600
	25 滋賀県	38,500	28,300	<29,300>	33,800	23,100	26,000	21,200	33,000	24,700	<23,500>
	26 京都府	37,900	28,300	<29,300>	33,800	22,800	26,000	<21,200>	<32,600>	24,700	<23,300>
	27 大阪府	37,600	28,600	<29,300>	34,500	23,700	27,900	<21,300>	<33,500>	24,700	<23,700>
	28 兵庫県	37,800	28,600	<29,400>	34,200	22,500	26,700	<21,000>	<34,300>	24,700	<24,100>
	29 奈良県	38,500	28,300	<29,300>	33,700	23,900	27,200	<21,300>	<32,700>	24,700	<23,600>
	30 和歌山県	37,900	28,300	<29,300>	33,700	23,900	26,000	<21,300>	<32,700>	24,700	<23,200>
中国	31 鳥取県	39,100	<26,300>	<27,200>	30,500	21,200	<25,500>	<20,400>	<37,000>	<27,900>	27,200
	32 島根県	39,100	<26,300>	<27,200>	30,200	20,400	<25,500>	<20,400>	<37,200>	<29,600>	27,400
	33 岡山県	39,400	<26,400>	<27,200>	30,400	21,700	<25,900>	<20,400>	<36,900>	<28,000>	27,300
	34 広島県	39,000	<26,400>	<27,200>	30,500	21,100	<25,600>	<20,800>	<37,600>	<29,800>	27,600
	35 山口県	39,200	<26,500>	<27,200>	30,400	21,600	<25,500>	<20,200>	<37,700>	<29,900>	27,700
四国	36 徳島県	<34,800>	<27,400>	28,800	31,100	22,300	<34,600>	23,800	43,200		<21,600>
	37 香川県	<35,000>	<27,300>	28,800	31,400	22,300	<34,700>	24,900	43,800		<22,000>
	38 愛媛県	<34,900>	<27,100>	28,800	30,300	23,400	<34,400>	23,800	43,600		<21,700>
	39 高知県	<34,700>	<27,400>	28,800	31,100	22,100	<34,400>	23,400	43,500		<21,800>
九州	40 福岡県	37,300	<27,800>	30,500	34,300	23,900	30,200	22,900	<39,300>	<24,900>	<25,000>
	41 佐賀県	37,400	<27,800>	30,500	34,500	22,800	29,900	22,900	<39,400>	<24,900>	<25,000>
	42 長崎県	37,400	<27,800>	30,600	34,500	22,400	28,700	22,000	<39,200>	<24,700>	<24,800>
	43 熊本県	37,400	<27,800>	30,600	33,300	23,300	30,200	22,300	<39,400>	<24,900>	<25,000>
	44 大分県	37,400	<27,800>	30,600	33,700	23,500	30,100	22,600	<39,400>	<24,800>	<24,900>
	45 宮崎県	37,400	<27,800>	30,500	34,300	23,900	28,700	22,000	<39,300>	<24,700>	<24,800>
46 鹿児島県	37,400	<27,800>	30,600	34,600	25,900	28,600	22,000	<39,500>	<24,800>	<25,000>	
沖縄	47 沖縄県	<35,800>	<33,600>	<27,200>	<40,100>	25,300	25,200	22,400	<47,700>	<29,400>	<31,800>

(注)岩手県、宮城県、福島県における(丸括弧書き)は、入札不調の発生状況等に応じた単価を採用している。

(注)<山括弧書き>は、特別措置によりコロナ禍の影響を考慮した単価を示している。

令和3年3月から適用する公共工事設計労務単価

- 1 公共工事設計労務単価は、公共工事の工事費の積算に用いるためのものである。
- 2 本単価は、所定労働時間内8時間当たりの単価である。
- 3 時間外、休日及び深夜の労働についての割増賃金、各職種の通常の作業条件または作業内容を超えた労働に対する手当等は含まれていない。
- 4 本単価は労働者に支払われる賃金に係わるものであり、現場管理費(法定福利費(事業主負担分)、研修訓練等に要する費用等)及び一般管理費等の諸経費は含まれていない。(例えば、交通誘導警備員の単価については、警備会社に必要な諸経費は含まれていない。)
- 5 法定福利費(事業主負担分)、研修訓練等に要する費用等は、積算上、現場管理費等に含まれている。

単位:円

地方連絡協議会名	都道府県名	山林砂防工	軌道工	型わく工	大工	左官	配管工	はつり工	防水工	板金工	タイル工	
北海道	01 北海道			23,300	25,100	<25,100>	20,900	<25,300>	26,300	<25,200>		
東北	02 青森県			29,900	26,500	<26,500>	20,500	<24,500>	23,300	<24,500>		
	03 岩手県			30,200	27,300	<28,200>	21,900	<24,500>	23,500	<24,700>		
	04 宮城県			34,000	29,600	<30,500>	22,900	<24,300>	25,700	<26,700>		
	05 秋田県			26,900	29,200	<26,900>	19,800	<24,500>	24,000	<24,400>		
	06 山形県		<31,300>	27,400	25,400	<26,400>	22,000	<24,500>	26,800	<25,200>		
	07 福島県		<38,300>	25,400	28,200	<26,500>	22,400	<24,400>	26,500	<25,700>		
	08 茨城県	<26,900>	47,000	25,200	<25,900>	26,700	22,600	25,000	<26,900>	27,600		
関東	09 栃木県	<26,900>	47,900	25,000	<26,300>	27,000	22,700	25,100	<27,900>	28,100		
	10 群馬県	<27,100>	44,300	24,900	<25,400>	23,800	22,000	25,100	<25,600>	25,500		
	11 埼玉県	<26,900>	48,000	26,200	<25,600>	26,800	22,500	25,100	<28,900>	28,500		
	12 千葉県	<26,900>	49,000	25,400	<25,600>	27,300	23,000	25,100	<29,000>	28,600		
	13 東京都	<26,900>	46,700	26,300	<25,600>	<27,700>	23,500	25,100	<29,900>	28,600		
	14 神奈川県	<26,900>	45,400	26,200	<25,600>	26,900	22,300	25,100	<27,500>	27,900		
	19 山梨県	<26,900>	44,900	26,300	<25,700>	26,500	22,300	25,100	<27,000>	27,600		
	20 長野県	<27,100>	39,800	23,200	<25,200>	<23,000>	21,700	25,300	<25,300>	25,900	21,800	
	北陸	15 新潟県	25,300	<30,600>	<23,400>	24,200	24,000	<21,200>	23,700	<23,800>	<24,400>	20,800
		16 富山県	<25,100>	<35,400>	<25,900>	24,900	24,900	<21,300>	23,700	<23,800>	<24,600>	
17 石川県		<25,100>	<36,100>	<25,400>	24,900	24,500	<21,500>	23,700	<24,700>	<24,900>		
中部	21 岐阜県	28,600	40,500	27,300	26,800	24,300	21,600	25,500	<24,500>	25,000	<20,500>	
	22 静岡県	28,500	43,400	25,800	26,800	25,700	21,700	25,600	<27,000>	26,100	<21,200>	
	23 愛知県	28,500	41,100	27,600	27,100	25,000	21,900	25,500	<26,500>	25,400	21,000	
	24 三重県	28,500	42,500	25,800	26,800	24,400	22,200	25,600	<26,400>	27,200	21,000	
近畿	18 福井県	22,600	35,500	23,400	21,300	21,800	20,800	24,300	23,600	23,500	20,600	
	25 滋賀県	<22,600>	<35,800>	23,700	22,300	<22,600>	21,400	24,200	24,200	23,500	20,500	
	26 京都府	<22,600>	<36,300>	24,500	22,000	<22,900>	21,300	24,200	24,200			
	27 大阪府	<22,600>	<37,800>	25,800		<23,000>	21,800	24,200	24,400			
	28 兵庫県	<22,600>	<35,400>	24,300	21,900	<21,900>	19,600	24,200	23,500	21,900		
	29 奈良県	<22,600>	<38,800>	25,500	22,300	<23,600>	21,800	24,200	24,200			
	30 和歌山県	<22,600>	<36,700>	25,800	22,000	<23,200>	21,000	24,200	24,000			
中国	31 鳥取県		<33,000>	21,800	<21,500>	<20,600>	<19,000>	21,800	<23,200>	<22,100>	21,500	
	32 島根県		<27,500>	21,000	<21,900>	<19,900>	<18,700>		<22,100>	<21,700>		
	33 岡山県		<31,400>	22,600	<21,400>	<20,900>	<19,500>	21,800	<23,500>	<21,900>	21,500	
	34 広島県		<27,600>	22,000	<21,700>	<20,600>	<18,800>		<22,600>	<21,300>		
	35 山口県		<27,700>	21,000	<22,000>	<20,300>	<19,100>		<22,400>	<21,700>		
四国	36 徳島県		31,000	22,600		<23,000>	<18,900>		22,800			
	37 香川県		31,000	22,500		<23,000>	<19,800>		22,900			
	38 愛媛県		31,000	22,400		<22,700>	<18,800>		22,500			
	39 高知県		31,000	22,100		<22,600>	<18,500>		22,500			
九州	40 福岡県		<29,800>	23,200	<24,500>	23,400	20,300		<23,000>	<22,100>		
	41 佐賀県		<31,100>	25,100	<24,600>	23,600	19,800		<23,100>	<22,200>		
	42 長崎県		<30,700>	22,900	<24,500>	23,400	19,800		<22,800>	<22,400>		
	43 熊本県		<30,600>	23,100	<24,600>	23,100	19,500		<23,000>	<22,100>		
	44 大分県		<30,400>	22,400	<24,300>	23,200	20,200		<23,000>	<22,200>		
	45 宮崎県		<30,100>	23,400	<24,100>	23,100	19,300		<22,700>	<22,100>		
	46 鹿児島県		<30,300>	25,800	<24,700>	23,600	19,600		<22,800>	<22,200>		
沖縄	47 沖縄県			<27,000>		<26,000>	18,100		<30,800>			

(注)岩手県、宮城県、福島県における(丸括弧書き)は、入札不調の発生状況等に応じた単価を採用している。

(注)<山括弧書き>は、特別措置によりコロナ禍の影響を考慮した単価を示している。

令和3年3月から適用する公共工事設計労務単価

- 1 公共工事設計労務単価は、公共工事の工事費の積算に用いるためのものである。
- 2 本単価は、所定労働時間内8時間当たりの単価である。
- 3 時間外、休日及び深夜の労働についての割増賃金、各職種の通常の作業条件または作業内容を越えた労働に対する手当等は含まれていない。
- 4 本単価は労働者に支払われる賃金に係わるものであり、現場管理費(法定福利費(事業主負担分)、研修訓練等に要する費用等)及び一般管理費等の諸経費は含まれていない。(例えば、交通誘導警備員の単価については、警備会社に必要な諸経費は含まれていない。)
- 5 法定福利費(事業主負担分)、研修訓練等に要する費用等は、積算上、現場管理費等に含まれている。

単位:円

地方連絡協会の名	都道府県名	サッシ工	屋根ふき工	内装工	ガラス工	建具工	ダクト工	保温工	設備機械工	交通誘導警備員A	交通誘導警備員B
北海道	01 北海道	<25,200>		24,500	<22,100>	<21,300>	<20,300>	<23,600>	<22,700>	14,600	12,000
東北	02 青森県	<27,000>		24,200	<23,300>		<19,300>	<22,100>	<22,000>	13,500	11,600
	03 岩手県	<27,000>		24,400	<23,400>		<19,500>	<22,000>	<21,900>	(14,500)	(12,300)
	04 宮城県	<28,900>		26,600	<23,000>		<19,900>	<22,000>	<21,900>	(15,900)	(13,200)
	05 秋田県	<27,300>		24,400	<23,300>		<19,400>	<22,100>	<22,000>	13,600	11,500
	06 山形県	<26,700>		25,700	<23,300>	<21,400>	<20,600>	<22,100>	<22,000>	15,500	12,900
	07 福島県	<27,300>		26,500	<23,300>	<22,700>	<20,300>	<22,100>	<21,900>	(15,900)	(13,200)
	関東	08 茨城県	25,900		28,100	25,600		22,600	22,700	<23,000>	14,800
09 栃木県	26,000		28,700	25,600		22,400	22,700	<23,000>	14,400	12,800	
10 群馬県	25,000		27,800	25,600	<24,400>	21,600	22,700	<23,000>	13,800	12,500	
11 埼玉県	25,500		28,300	25,700		22,900	22,700	<23,000>	14,600	13,400	
12 千葉県	25,600		27,800	25,700		22,600	22,700	<23,000>	15,100	13,500	
13 東京都	25,700		28,000	25,700		22,900	22,700	<23,000>	15,600	13,900	
14 神奈川県	25,300		28,500	25,700	<24,300>	22,100	22,700	<23,000>	15,500	13,900	
19 山梨県	25,500		28,700	25,700	<24,300>	22,000	22,700	<23,000>	14,200	12,800	
20 長野県	24,800		27,500	25,900	<24,500>	21,700	22,700	<23,000>	13,100	11,400	
北陸	15 新潟県	27,500		25,300	<23,500>	<20,500>	<20,500>	<22,400>	22,900	<14,400>	12,700
	16 富山県	26,700		25,200	<23,400>	<20,300>	<21,000>	<22,400>	22,900	14,200	13,100
	17 石川県	26,100		24,500	<23,400>	<19,900>	<21,100>	<22,400>	22,900	14,800	13,000
中部	21 岐阜県	26,500		25,400	25,500	<22,700>	21,300	24,800	<24,800>	14,700	<13,100>
	22 静岡県	26,200		31,800	25,500	<22,700>	22,800	24,700	<24,800>	15,200	<13,000>
	23 愛知県	26,100		28,600	25,500	<22,700>	21,500	24,700	<24,800>	15,700	13,300
	24 三重県	26,700		28,700	25,500		22,400	24,800	<24,800>	14,900	<12,800>
近畿	18 福井県	22,500		24,400	23,100	22,300	20,300	22,900	<22,500>	14,300	12,400
	25 滋賀県	24,300		24,800	22,900		21,200	23,300	<23,500>	13,800	11,500
	26 京都府	24,300		24,900	22,900		21,500	23,100	<23,200>	13,900	11,100
	27 大阪府	23,900		24,900	22,900		20,800	22,900	<23,000>	13,700	11,700
	28 兵庫県	23,900	22,900	24,900	22,900		20,800	23,000	<23,000>	14,000	11,500
	29 奈良県	24,300		25,100	22,900		21,800	23,300	<22,900>	14,100	11,600
	30 和歌山県	24,100		24,900	22,900		21,500	23,100	<22,700>	13,700	11,500
中国	31 鳥取県	<20,100>	<22,800>	<22,300>	21,400	<17,900>	19,300	<20,600>	<20,800>	14,100	11,200
	32 島根県	<20,000>	<22,900>	<21,800>	21,400	<17,900>	19,300	<20,600>	<20,800>	14,100	12,000
	33 岡山県	<20,000>	<22,800>	<22,700>	21,400	<17,800>	19,500	<20,600>	<20,800>	14,600	12,500
	34 広島県	<20,000>	<22,800>	<21,700>	21,400	<17,800>	19,200	<20,600>	<20,800>	14,600	12,300
	35 山口県	<20,000>	<22,800>	<22,000>	21,400	<17,900>	19,200	<20,600>	<20,800>	14,400	11,900
四国	36 徳島県				<21,100>		19,600		22,000	<13,700>	12,300
	37 香川県				<21,100>		19,600		22,000	<13,800>	12,400
	38 愛媛県				<21,100>		19,600		22,000	<13,100>	11,300
	39 高知県				<21,100>		19,600		22,000	<12,500>	10,700
九州	40 福岡県	27,600		23,300	<23,200>		19,800	22,300	23,000	13,900	12,200
	41 佐賀県	27,600		23,300	<23,200>		19,600	22,300	23,200	13,800	12,000
	42 長崎県	27,400		24,300	<23,300>		19,800	22,300	23,300	14,000	12,800
	43 熊本県	27,700		23,400	<23,400>		19,600	22,300	23,000	13,600	11,700
	44 大分県	27,100		23,300	<23,200>		19,900	22,300	23,000	13,800	11,100
	45 宮崎県	26,900		23,200	<23,200>		19,800	22,300	22,900	13,800	10,700
46 鹿児島県	27,100		23,000	<23,300>		19,700	22,300	22,900	14,700	12,500	
沖縄	47 沖縄県			<20,200>	<22,900>		17,300			13,000	10,800

(注)岩手県、宮城県、福島県における(丸括弧書き)は、入札不調の発生状況等に応じた単価を採用している。

(注)山括弧書きは、特別措置によりコロナ禍の影響を考慮した単価を示している。

調査対象職種の定義・作業内容

職 種	定 義 ・ 作 業 内 容
01 特殊作業員	<p>① 相当程度の技能および高度の肉体的条件を有し、主として次に掲げる作業について主体的業務を行うもの</p> <p>a. 軽機械（道路交通法第84条に規定する運転免許ならびに労働安全衛生法第61条第1項に規定する免許、資格および技能講習の修了を必要とせず、運転および操作に比較的熟練を要しないもの）を運転または操作して行う次の作業</p> <p>イ. 機械重量3t未満のブルドーザ・トラクタ（クローラ型）・バックホウ（クローラ型）・トラクタショベル（クローラ型）・レーキドーザ・タイヤドーザ等を運転または操作して行う土砂等の掘削、積み込みまたは運搬</p> <p>ロ. 吊上げ重量1t未満のクローラクレーン、吊上げ重量5t未満のウインチ等を運転または操作して行う資材等の運搬</p> <p>ハ. 機械重量3t未満の振動ローラ（自走式）、ランマ、タンパ等を運転または操作して行う土砂等の締固め</p> <p>ニ. 可搬式ミキサ、パイプレータ等を運転または操作して行うコンクリートの練上げおよび打設</p> <p>ホ. ピックブレーカ等を運転または操作して行うコンクリート、舗装等のとりこわし</p> <p>ヘ. 動力草刈機を運転または操作して行う機械除草</p> <p>ト. ポンプ、コンプレッサ、発動発電機等の運転または操作</p> <p>チ. コンクリートカッター、コアボーリングマシンの運転または操作</p> <p>b. 人力による合材の敷均しおよび舗装面の仕上げ</p> <p>c. ダム工事において、グリズリホッパ、トリップ付ベルトコンベア、骨材洗浄設備、振動スクリーン、二次・三次破碎設備、製砂設備、骨材運搬設備（調整ビン機械室）を運転または操作して行う骨材の製造、貯蔵または運搬</p> <p>d. コンクリートポンプ車の筒先作業</p> <p>② その他、相当程度の技能および高度の肉体的条件を有し、各種作業について必要とされる主体的業務を行うもの</p>
02 普通作業員	<p>① 普通の技能および肉体的条件を有し、主として次に掲げる作業を行うもの</p> <p>a. 人力による土砂等の掘削、積み込み、運搬、敷均し等</p> <p>b. 人力による資材等の積み込み、運搬、片付け等</p> <p>c. 人力による小規模な作業（たとえば、標識、境界ぐい等の設置）</p> <p>d. 人力による芝はり作業（公園等の苑地を築造する工事における芝はり作業について主体的業務を行うものを除く）</p> <p>e. 人力による除草</p> <p>f. ダム工事での骨材の製造、貯蔵または運搬における人力による木根、不良鉱物等の除去</p> <p>② その他、普通の技能および肉体的条件を有し、各種作業について必要とされる補助的業務を行うもの</p>
03 軽作業員	<p>① 主として人力による軽易な次の作業を行うもの</p> <p>a. 軽易な清掃または後片付け</p> <p>b. 公園等における草むしり</p> <p>c. 軽易な散水</p> <p>d. 現場内の軽易な小運搬</p> <p>e. 準備測量、出来高管理等の手伝い</p> <p>f. 仮設物、安全施設等の小物の設置または撤去</p> <p>g. 品質管理のための試験等の手伝い</p> <p>② その他、各種作業において主として人力による軽易な補助作業を行うもの</p>

職 種	定 義 ・ 作 業 内 容
04 造 園 工	<p>造園工事について相当程度の技能を有し、主として次に掲げる作業について主体的業務を行うもの</p> <p>① 樹木の植栽または維持管理</p> <p>② 公園、庭園、緑地等の苑地を築造する工事における次の作業</p> <ol style="list-style-type: none"> a. 芝等の地被類の植付け b. 景石の据付け c. 地ごしらえ d. 園路または広場の築造 e. 池または流れの築造 f. 公園設備の設置
05 法 面 工	<p>法面工事について相当程度の技能および高度の肉体的条件を有し、主として次に掲げる作業について主体的業務を行うもの</p> <ol style="list-style-type: none"> a. モルタルコンクリート吹付機または種子吹付機の運転 b. 高所・急勾配法面における、ピックハンマ、プレーカによる法面整形または金網・鉄筋張り作業 c. モルタルコンクリート吹付け、種子吹付け等の法面仕上げ
06 と び 工	<p>高所・中空における作業について相当程度の技能および高度の肉体的条件を有し、主として次に掲げる作業について主体的業務を行うもの</p> <ol style="list-style-type: none"> a. 足場または支保工の組立、解体等（コンクリート橋または鋼橋の桁架設に係るものを除く） b. 木橋の架設等 c. 杭、矢板等の打ち込みまたは引き抜き（杭打機の運転を除く） d. 仮設用エレベーター、杭打機、ウインチ、索道等の組立、据付、解体等 e. 重量物（大型ブロック、大型覆工板等）の捲揚げ、据付け等（クレーンの運転を除く） f. 鉄骨材の捲揚げ（クレーンの運転を除く）
07 石 工	<p>石材の加工等について相当程度の技能および高度の肉体的条件を有し、主として次に掲げる作業について主体的業務を行うもの</p> <ol style="list-style-type: none"> a. 石材の加工 b. 石積みまたは石張り c. 構造物表面のはつり仕上げ
08 ブ ロ ッ ク 工	<p>ブロック工事について相当程度の技能を有し、積ブロック、張ブロック、連節ブロック、舗装用平板等の積上げ、布設等の作業について主体的業務を行うもの（48建築ブロック工に該当するものを除く）</p>
09 電 工	<p>電気工事について相当程度の技能かつ必要な資格を有し、建物ならびに屋外における、受電設備、変電設備、配電線路、電力設備、発電設備、通信設備等の工事に関する、主として次に掲げる作業について主体的業務を行うもの</p> <ol style="list-style-type: none"> a. 配線器具、照明器具、発電機、通信機器、盤類等の取付け、据付けまたは撤去 b. 電線、電線管等の取付け、据付けまたは撤去 <p>「必要な資格を有し」とは、電気工事士法第3条に規定する以下の4つの資格のいずれかの免状または認定証の交付を受けていることをいう。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 第1種電気工事士 ② 第2種電気工事士 ③ 認定電気工事従事者 ④ 特殊電気工事資格者
10 鉄 筋 工	<p>鉄筋の加工組立について相当程度の技能を有し、鉄筋コンクリート工事における鉄筋の切断、屈曲、成型、組立、結束等について主体的業務を行うもの</p>

職 種	定 義 ・ 作 業 内 容
11 鉄 骨 工	鉄骨の組立について相当程度の技能を有し、鉄塔、鉄柱、高層建築物等の建設における鉄骨の組立、H.T.ボルト締めまたは建方および建方合番（相番）作業について主体的業務を行うもの（工場製作に従事するものおよび鋼橋の桁架設における作業、鉄骨の組立に必要な足場もしくは支保工の組立、解体等または鉄骨材の捲揚げ作業に従事するものを除く）
12 塗 装 工	塗装作業について相当程度の技能を有し、塗料、仕上塗材、塗り床等の塗装材料を用い、各種工法による塗装作業（塗装のための下地処理を含む）について主体的業務を行うもの（塗装作業上必要となる足場の組立または解体に従事するものおよび23橋りょう塗装工に該当するものを除く）
13 溶 接 工	溶接作業について相当程度の技能を有し、酸素、アセチレンガス、水素ガス、電気その他の方法により、鋼杭、鋼矢板、鋼管、鉄筋等の溶接（ガス圧接を含む）または切断について主体的業務を行うもの（工場製作に従事するものを除く）
14 運転手（特殊）	<p>重機械（主として道路交通法第84条に規定する大型特殊免許または労働安全衛生法第61条第1項に規定する免許、資格もしくは技能講習の修了を必要とし、運転および操作に熟練を要するもの）の運転および操作について相当程度の技能を有し、主として重機械を運転または操作して行う次に掲げる作業について主体的業務を行うもの</p> <ul style="list-style-type: none"> a. 機械重量3t以上のブルドーザ・トラクタ・パワーショベル・バックホウ・クラムシェル・ドラグライン・ローディングショベル・トラクタショベル・レーキドーザ・タイヤドーザ・スクレープドーザ・スクレーパ・モータスクレーパ等を運転または操作して行う土砂等の掘削、積込みまたは運搬 b. 吊上げ重量1t以上のクレーン装置付トラック・クローラクレーン・トラッククレーン・ホイールクレーン、吊上げ重量5t以上のウインチ等を運転または操作して行う資材等の運搬 c. ロードローラ、タイヤローラ、機械重量3t以上の振動ローラ（自走式）、スタビライザ、モータグレーダ等を運転または操作して行う土砂等のかきならしまたは締固め d. コンクリートフィニッシャ、アスファルトフィニッシャ等を運転または操作して行う路面等の舗装 e. 杭打機を運転または操作して行う杭、矢板等の打込みまたは引抜き f. 路面清掃車（ブラシ式フロントリフトダンプ）、除雪車（除雪グレーダ・除雪ドーザ・ロータリ除雪車（30KW級ホイール以外））等の運転または操作 g. コンクリートポンプ車の運転または操作（簡先作業は除く）
15 運転手（一般）	<p>道路交通法第84条に規定する運転免許（大型免許、中型免許、普通免許等）を有し、主として機械を運転または操作して行う次に掲げる作業について主体的業務を行うもの</p> <ul style="list-style-type: none"> a. 資機材の運搬のための貨物自動車の運転 b. もっぱら路上を運行して作業を行う散水車、ガードレール清掃車等の運転 c. 機械重量3t未満のトラクタ（ホイール型）・トラクタショベル（ホイール型）・バックホウ（ホイール型）等を運転または操作して行う土砂等の掘削、積込みまたは運搬 d. 吊上げ重量1t未満のホイールクレーン・クレーン装置付トラック等を運転または操作して行う資材等の運搬 e. アスファルトディストリビュータを運転または操作して行う乳剤の散布 f. 路面清掃車（ブラシ式フロントリフトダンプ以外）、除雪車（除雪トラック・凍結防止剤散布車・ロータリ除雪車（30KW級ホイール））等の運転または操作
16 潜 かん 工	加圧された密室内における作業について相当程度の技能および高度の肉体的条件を有し、潜かんまたはシールド（圧気）内において土砂の掘削、運搬等の作業を行うもの

職 種	定 義 ・ 作 業 内 容
17 潜かん世話役	加圧された密室内における作業について相当程度の技術を有し、潜かん工事またはシールド工事（圧気）についてもっぱら指導的な業務を行うもの
18 さく岩工	岩掘削作業について相当程度の技能および高度の肉体的条件を有し、爆薬およびさく岩機を使用する岩石の爆破掘削作業（坑内作業を除く）について主体的業務を行うもの
19 トンネル特殊工	トンネル坑内における作業について相当程度の技能および高度の肉体的条件を有し、トンネル等の坑内における主として次に掲げる作業について主体的業務を行うもの a. 爆薬およびさく岩機を使用する爆破掘削 b. 支保工の建込、維持、点検等 c. アーチ部、側壁部およびインバートのコンクリート打設等 d. ずり積込機、バッテリーカー、機関車等の運転等 e. アーチ部および側壁部型わくの組立、取付け、除去等 f. シールド工事（圧気を除く）における各種作業
20 トンネル作業員	トンネル坑内における作業について普通の技能および肉体的条件を有し、トンネル等の坑内における主として人力による次に掲げる作業を行うもの a. 各種作業についての補助的業務 b. 人力による資材運搬等 c. シールド工事（圧気を除く）における各種作業についての補助的業務
21 トンネル世話役	トンネル坑内における作業について相当程度の技術を有し、もっぱら指導的な業務を行うもの
22 橋りょう特殊工	橋りょう関係の作業について相当程度の技能を有し、主として次に掲げる作業（工場製作に係るものおよび工場内における仮組立に係るものを除く）について主体的業務を行うもの a. PC橋の製作のうち、グラウト、シースおよびケーブルの組立、緊張、横締め等 b. コンクリート橋または鋼橋の桁架設および桁架設用仮設備の組立、解体、移動等 c. コンクリート橋または鋼橋の桁架設に伴う足場、支保工等の組立、解体等
23 橋りょう塗装工	橋りょう等の塗装作業について相当程度の技能を有し、橋りょう、水門扉等の塗装、ケレン作業等（工場内を含む）について主体的業務を行うもの
24 橋りょう世話役	橋りょう関係の作業について相当程度の技術を有し、もっぱら指導的な業務を行うもの（工場内作業を除く）
25 土木一般世話役	土木工事および重機械の運転または操作について相当程度の技術を有し、もっぱら指導的な業務を行うもの（17潜かん世話役、21トンネル世話役または24橋りょう世話役に該当するものを除く）
26 高級船員	海面での工事における作業船（土運船、台船等の雑船を除く）の各部門の長または統括責任者をいい、次に掲げる職名を標準とする 船長、機関長、操業長等（各会社が俗称として使用している水夫長、甲板長等を除く） 〔以下の水面は、海面に含める（27普通船員、28潜水士、29潜水連絡員および30潜水送気員についても同様） ① 海岸法第3条により指定された海岸保全区域内の水面 ② 漁港法第5条により指定された漁港の区域内の水面 ③ 港湾法第4条により認可を受けた港湾区域内的水面〕
27 普通船員	海面での工事における作業船（土運船、台船等の雑船を含む）の船員で、高級船員以外のもの

職 種	定 義 ・ 作 業 内 容
28 潜 水 士	<p>潜水士免許を有し、海中の建設工事等のため、潜水器を用いかつ空気圧縮機による送気を受けて海面下で作業を行うもの</p> <p>(潜水器(潜水服、靴、カブト、ホース等)の損料を含む)</p> <p>「潜水士免許」とは、労働安全衛生法第61条に規定する免許のことをいう</p>
29 潜 水 連 絡 員	<p>潜水士との連絡等を行うもので次に掲げる業務等を行うもの</p> <p>a. 潜水士と連絡して、潜降および浮上を適正に行わせる業務</p> <p>b. 潜水送気員と連絡し、所要の送気を行わせる業務</p> <p>c. 送気設備の故障等により危害のおそれがあるとき直ちに潜水士に連絡する業務</p>
30 潜 水 送 気 員	<p>潜水士への送気の調節を行うための弁またはコックを操作する業務等を行うもの</p>
31 山 林 砂 防 工	<p>山林砂防工事について相当程度の技能および高度の肉体的条件を有し、山地治山砂防事業(主として山間遠かく地の急傾斜地または狭隘な谷間における作業)に従事し、主として次に掲げる作業を行うもの</p> <p>a. 人力による崩壊地の法切、階段切付け、土石の掘削・運搬、構造物の築造等</p> <p>b. 人力による資材の積込み、運搬、片付け等</p> <p>c. 簡易な索道、足場等の組立、架設、撤去等</p> <p>d. その他各作業について必要とされる関連業務</p>
32 軌 道 工	<p>軌道工事および軌道保守について相当程度の技能および高度の肉体的条件を有し、主として次に掲げる作業について主体的業務を行うもの</p> <p>a. 軽機械(タイタンパー、ランマー、パワーレンチ等)等を使用してレールの軌間、高低、通り、平面性等を限度内に修正保守する作業</p> <p>b. 新線建設等において、レール、枕木、バラスト等を運搬配列して、軽機械(タイタンパー、ランマー、パワーレンチ等)等を使用して軌道を構築する作業</p>
33 型 わ く 工	<p>木工事について相当程度の技能を有し、主として次に掲げる作業について主体的業務を行うもの</p> <p>a. 木製型わく(メタルフォームを含む)の製作、組立て、取付け、解体等(坑内作業を除く)</p> <p>b. 木坑、木橋等の仕拵え等</p>
34 大 工	<p>大工工事について相当程度の技能を有し、家屋等の築造、屋内における造作等の作業について主体的業務を行うもの</p>
35 左 官	<p>左官工事について相当程度の技能を有し、土、モルタル、プラスター、漆喰、人造石等の壁材料を用いての壁塗り、吹き付け等の作業について主体的業務を行うもの</p>
36 配 管 工	<p>配管工事について相当程度の技能を有し、建物ならびに屋外における給排水、冷暖房、給気、給湯、換気等の設備工事に関する、主として次に掲げる作業について主体的業務を行うもの</p> <p>a. 配管ならびに管の撤去</p> <p>b. 金属・非金属製品(管等)の加工および装着</p> <p>c. 電触防護</p>
37 は つ り 工	<p>はつり作業について相当程度の技能を有し、主として次に掲げる作業について主体的業務を行うもの</p> <p>a. コンクリート、石れんが、タイル等の建築物壁面のはつり取り(はつり仕上げを除く)</p> <p>b. 建築物の床または壁の穴あけ</p>

職 種	定 義 ・ 作 業 内 容
38 防 水 工	防水工事について相当程度の技能を有し、アスファルト、シート、セメント系材料、塗膜、シーリング材等による屋内、屋外、屋根または地下の床、壁等の防水作業について主体的業務を行うもの
39 板 金 工	板金作業について相当程度の技能を有し、金属薄板の切断、屈曲、成型、接合等の加工および組立・取付作業ならびに金属薄板による屋根ふき作業について主体的業務を行うもの（46ダクト工に該当するものを除く）
40 タ イ ル 工	タイル工事について相当程度の技能を有し、外壁、内壁、床等の表面のタイル張付けまたは目地塗の作業について主体的業務を行うもの
41 サ ッ シ 工	サッシ工事について相当程度の技能を有し、金属製建具の取付作業について主体的業務を行うもの
42 屋 根 ふ き 工	屋根ふき作業について相当程度の技能を有し、瓦ふき、スレートふき、土居ぶき等の屋根ふき作業またはふきかえ作業について主体的業務を行うもの（39板金工に該当するものを除く）
43 内 装 工	内装工事について相当程度の技能を有し、ビニル床タイル、ビニル床シート、カーペット、フローリング、壁紙、石こうボードその他ボード等の内装材料を床、壁もしくは天井に張り付ける作業またはブラインド、カーテンレール等を取り付ける作業について主体的業務を行うもの
44 ガ ラ ス 工	ガラス工事について相当程度の技能を有し、各種建具のガラスはめ込み作業について主体的業務を行うもの
45 建 具 工	建具工事について相当程度の技能を有し、戸、窓、枠等の木製建具の製作・加工及び取付作業に従事するもの
46 ダ ク ト 工	ダクト工事について相当程度の技能を有し、金属・非金属の薄板を加工し、通風ダクトの製作および取付作業に従事するもの（39板金工に該当するものを除く）
47 保 温 工	保温工事について相当程度の技能を有し、建築設備の機器、配管及びダクトに保温（保冷、防露、断熱等を含む）材を装着する作業に従事するもの
49 設 備 機 械 工	機械設備工事について相当程度の技能を有し、冷凍機、送風機、ボイラー、ポンプ、エレベーター等の大型重量機器の据付け、調整または撤去作業について主体的業務を行うもの
50 交通誘導警備員A	警備業者の警備員（警備業法第2条第4項に規定する警備員をいう）で、交通誘導警備業務（警備員等の検定等に関する規則第1条第4号に規定する交通誘導警備業務をいう）に従事する交通誘導警備業務に係る一級検定合格警備員又は二級検定合格警備員
51 交通誘導警備員B	警備業者の警備員で、交通誘導警備員A以外の交通の誘導に従事するもの

（参考）

参 考 職 種	定 義 ・ 作 業 内 容
48 建築ブロック工	建築ブロック工事について相当程度の技能を有し、建築物の躯体および帳壁の築造または改修のために、空洞コンクリートブロック、レンガ等の積上げおよび目地塗作業に従事するもの（08ブロック工に該当するものを除く）

参考公表：建設労働者の雇用に伴い必要な経費の表示

- 1 公共工事設計労務単価(上段)は、公共工事の工事費の積算に用いるためのものである。
- 2 本単価は、所定労働時間内8時間当たりの単価である。
- 3 時間外、休日及び深夜の労働についての増徴費、各職種の通常の作業条件または作業内容を越えた労働に対する手当等は含まれていない。
- 4 公共工事設計労務単価は、労働者に支払われる賃金に係るものであり、現場管理費(法定福利費(事業主負担分)、研修訓練等に要する費用等)及び一般管理費等の諸経費は含まれていない。(例:ば、交通誘導費の単価については、主催会社に必要な諸経費は含まれていない。)
- 5 法定福利費(事業主負担分)、研修訓練等に要する費用等は、積算上、現場管理費等に含まれている。
- 6 建設労働者の雇用に伴って必要となる、法定福利費(事業主負担分)、労務管理費、安全管理費、宿舍費等を、公共工事設計労務単価に加工した金額(参考値)を、下段に括弧書きで示す。
これらの必要経費は、公共工事の予定価格の積算においては、共通仮設費、現場管理費の中に計上されている。
この金額は全国調査をもとに試算した参考値であり、工種、工事規模等の条件により変動する。
また、遠隔地からの労働者の流入を想定したものである。
- 7 この表は、令和3年3月から適用する公共工事設計労務単価に対応するものである。

〔 上段：公共工事設計労務単価
(下段)：公共工事設計労務単価+必要経費(法定福利費(事業主負担分)、労務管理費、宿舍費等) (参考値) 〕

地方連合 団体名	都道府県名	サツ工	運搬ふき工	内装工	ガラス工	雑具工	ダウト工	所定労働時間内8時間当たりの金額(単位:円)				
								設備維持工	設備維持員	交通誘導員	交通誘導員	
北海道	01 北海道	25,200 (35,400)	-	24,500 (34,400)	22,100 (31,100)	21,300 (29,800)	20,300 (28,500)	23,600 (33,200)	22,700 (31,900)	14,600 (20,500)	12,000 (16,900)	
東北	02 青森県	27,000 (38,000)	-	24,200 (34,000)	23,300 (32,800)	-	18,300 (27,100)	22,100 (31,100)	22,000 (30,900)	13,500 (19,000)	11,600 (16,300)	
	03 岩手県	27,000 (38,000)	-	24,400 (34,300)	23,400 (32,900)	-	18,500 (27,400)	22,000 (30,900)	21,800 (30,800)	14,500 (20,400)	12,300 (17,300)	
	04 宮城県	28,900 (40,600)	-	26,600 (37,400)	23,000 (32,300)	-	19,600 (28,900)	22,000 (30,900)	21,900 (30,800)	15,900 (22,400)	13,200 (18,500)	
	05 秋田県	27,300 (38,400)	-	24,400 (34,300)	23,500 (32,800)	-	19,400 (27,900)	22,100 (31,100)	22,000 (30,900)	13,600 (19,100)	11,500 (16,200)	
	06 山形県	28,700 (37,500)	-	25,700 (36,100)	23,300 (32,800)	21,400 (30,100)	20,800 (29,000)	22,100 (31,100)	22,000 (30,900)	15,500 (21,800)	12,600 (18,100)	
	07 福島県	27,300 (38,400)	-	26,500 (37,300)	23,300 (32,800)	22,700 (31,900)	20,300 (28,500)	22,100 (31,100)	21,900 (30,800)	15,900 (22,400)	13,200 (18,600)	
	関東	08 茨城県	25,900 (36,400)	-	28,100 (39,600)	25,600 (36,000)	-	22,800 (31,800)	22,700 (31,900)	23,000 (32,300)	14,800 (20,800)	13,800 (19,400)
09 栃木県		26,000 (38,500)	-	28,700 (40,400)	25,600 (36,000)	-	22,400 (31,500)	22,700 (31,900)	23,500 (32,300)	14,400 (20,200)	12,900 (18,500)	
10 群馬県		27,000 (35,200)	-	27,800 (39,100)	25,600 (35,000)	24,400 (34,300)	21,800 (30,400)	22,700 (31,900)	23,000 (32,300)	13,800 (18,400)	12,500 (17,600)	
11 埼玉県		25,500 (35,900)	-	28,300 (39,600)	25,700 (36,100)	-	22,900 (32,200)	22,700 (31,900)	23,000 (32,400)	14,600 (20,500)	13,400 (18,800)	
12 千葉県		25,600 (36,900)	-	27,800 (39,100)	25,700 (36,100)	-	22,600 (31,800)	22,700 (31,900)	23,000 (32,400)	15,100 (21,200)	13,500 (19,000)	
13 東京都		25,700 (36,100)	-	28,000 (39,400)	25,700 (36,100)	-	22,900 (32,200)	22,700 (31,900)	23,000 (32,300)	15,600 (21,900)	13,900 (19,500)	
14 神奈川県		29,300 (35,900)	-	28,500 (40,100)	25,700 (36,300)	24,300 (34,900)	22,100 (31,100)	22,700 (31,900)	23,900 (32,900)	15,500 (21,800)	13,900 (19,400)	
15 山梨県		25,500 (35,900)	-	28,700 (40,400)	25,700 (36,100)	24,200 (34,200)	22,000 (30,800)	22,700 (31,900)	23,000 (32,300)	14,200 (20,600)	12,800 (18,000)	
16 長野県		24,800 (34,900)	-	27,500 (38,700)	25,900 (36,400)	24,500 (34,400)	21,700 (30,500)	22,700 (31,900)	23,000 (32,300)	13,100 (18,400)	11,400 (16,000)	
北陸		15 新潟県	27,500 (38,700)	-	25,300 (36,600)	23,500 (33,000)	20,500 (28,800)	20,500 (28,800)	22,400 (31,500)	22,800 (32,200)	14,400 (20,200)	12,700 (17,900)
		16 富山県	26,700 (37,500)	-	25,200 (36,400)	23,400 (32,900)	20,300 (28,500)	21,000 (29,500)	22,400 (31,500)	22,800 (32,200)	14,200 (20,600)	13,100 (18,400)
		17 石川県	26,100 (38,700)	-	24,500 (34,400)	23,400 (32,900)	19,900 (28,000)	21,100 (29,700)	22,400 (31,500)	22,800 (32,200)	14,500 (20,800)	13,300 (18,300)
中部		21 岐阜県	26,500 (37,300)	-	25,400 (36,700)	25,500 (36,900)	22,700 (31,900)	21,300 (29,800)	24,800 (34,900)	24,800 (34,900)	14,700 (20,700)	13,100 (18,400)
		22 静岡県	26,200 (36,800)	-	31,800 (44,700)	25,500 (35,800)	22,700 (31,900)	22,600 (32,100)	24,700 (34,700)	24,800 (34,900)	15,200 (21,400)	13,000 (18,300)
	23 愛知県	26,100 (36,700)	-	28,600 (40,200)	25,900 (36,900)	22,700 (31,900)	21,500 (30,200)	24,700 (34,700)	24,800 (34,900)	15,700 (22,100)	13,300 (18,700)	
	24 三重県	26,700 (37,500)	-	29,700 (40,400)	25,500 (35,800)	24,500 (34,400)	21,700 (29,700)	22,700 (31,500)	24,800 (34,900)	14,900 (20,900)	12,900 (18,000)	
近畿	18 福井県	22,500 (31,600)	-	24,400 (34,300)	23,100 (32,500)	22,300 (31,400)	20,300 (28,500)	22,900 (32,800)	22,500 (31,600)	14,300 (20,100)	12,400 (17,400)	
	25 滋賀県	24,300 (34,200)	-	24,800 (34,800)	22,800 (32,200)	-	21,200 (29,800)	23,300 (32,800)	23,500 (33,000)	13,800 (19,400)	11,500 (16,200)	
	26 京都府	24,300 (34,200)	-	24,900 (35,000)	22,800 (32,200)	-	21,500 (30,200)	23,100 (32,500)	23,200 (32,600)	13,800 (19,500)	11,100 (16,800)	
	27 大阪府	33,600 (33,600)	-	24,900 (35,000)	22,900 (32,200)	-	20,800 (29,200)	22,800 (32,200)	23,000 (32,400)	13,700 (19,300)	11,700 (16,500)	
	28 兵庫県	23,600 (33,800)	22,900 (32,200)	24,500 (34,800)	22,900 (32,200)	-	20,600 (29,000)	23,000 (32,300)	23,000 (32,300)	14,900 (21,300)	11,500 (16,200)	
	29 奈良県	24,300 (34,200)	-	25,100 (35,300)	22,900 (32,200)	-	21,600 (30,700)	23,300 (32,800)	22,900 (32,200)	14,100 (19,800)	11,800 (16,900)	
	30 和歌山県	24,100 (33,900)	-	24,900 (35,000)	22,900 (32,200)	-	21,500 (30,200)	23,100 (32,500)	22,700 (31,800)	13,700 (19,300)	11,500 (16,200)	
中国	31 鳥取県	20,100 (28,300)	22,800 (32,100)	22,300 (31,400)	21,400 (30,100)	17,900 (25,200)	19,300 (27,100)	20,800 (29,000)	20,800 (29,200)	14,100 (20,800)	11,200 (16,700)	
	32 島根県	20,000 (28,100)	22,800 (32,200)	21,800 (30,700)	21,400 (30,100)	17,900 (25,200)	19,300 (27,100)	20,600 (29,000)	20,800 (29,200)	14,100 (20,800)	11,200 (16,700)	
	33 岡山県	20,000 (28,100)	22,800 (32,200)	21,800 (30,700)	21,400 (30,100)	17,900 (25,200)	19,300 (27,100)	20,600 (29,000)	20,800 (29,200)	14,100 (20,800)	11,200 (16,700)	
	34 広島県	20,000 (28,100)	22,800 (32,200)	21,800 (30,700)	21,400 (30,100)	17,900 (25,200)	19,300 (27,100)	20,600 (29,000)	20,800 (29,200)	14,100 (20,800)	11,200 (16,700)	
	35 山口県	20,000 (28,100)	22,800 (32,200)	21,800 (30,700)	21,400 (30,100)	17,900 (25,200)	19,300 (27,100)	20,600 (29,000)	20,800 (29,200)	14,100 (20,800)	11,200 (16,700)	
四国	36 徳島県	-	-	-	21,100	-	18,600	-	22,000	13,700	12,300	
	37 香川県	-	-	-	21,100	-	18,600	-	22,000	13,700	12,300	
	38 愛媛県	-	-	-	21,100	-	18,600	-	22,000	13,700	12,300	
	39 高知県	-	-	-	21,100	-	18,600	-	22,000	13,700	12,300	
九州	40 福岡県	27,600 (38,800)	-	23,300 (32,800)	23,200 (32,600)	-	18,800 (27,800)	22,300 (31,400)	23,000 (32,300)	13,900 (19,500)	12,200 (17,200)	
	41 佐賀県	27,600 (38,800)	-	23,300 (32,800)	23,200 (32,600)	-	18,800 (27,800)	22,300 (31,400)	23,000 (32,300)	13,900 (19,500)	12,200 (17,200)	
	42 長崎県	27,400 (38,600)	-	24,300 (34,800)	23,300 (32,800)	-	19,800 (28,800)	22,300 (31,400)	23,300 (32,600)	14,900 (20,500)	12,900 (17,900)	
	43 熊本県	27,700 (38,900)	-	23,400 (32,900)	23,400 (32,900)	-	19,900 (28,900)	22,300 (31,400)	23,000 (32,300)	14,000 (19,600)	12,000 (17,000)	
	44 大分県	27,100 (38,100)	-	23,300 (32,800)	23,200 (32,600)	-	19,900 (28,900)	22,300 (31,400)	23,000 (32,300)	13,900 (19,400)	11,100 (16,600)	
	45 宮崎県	26,900 (37,900)	-	23,200 (32,700)	23,200 (32,700)	-	19,800 (27,800)	22,300 (31,400)	22,900 (32,200)	13,800 (19,400)	10,700 (16,000)	
	46 鹿児島県	27,100 (38,100)	-	23,000 (32,500)	23,300 (32,800)	-	19,700 (27,700)	22,300 (31,400)	22,900 (32,200)	14,700 (20,700)	12,500 (17,600)	
沖縄	47 沖縄県	-	-	20,200 (28,400)	22,800 (32,200)	-	17,300 (24,300)	-	-	13,000 (18,300)	10,800 (15,200)	

00

(1) 参考

今回の調査（令和2年10月調査）において、十分な有効標本数が確保できず、公共工事設計労務単価としての設定に至らなかった職種は次の表のとおりである。

職種
建築ブロックエ

(2) 雇用保険、健康保険及び厚生年金保険の事業主負担額（試算）の参考公表

○ 公共工事設計労務単価は労働者に支払われる賃金に係わるものであり、雇用保険、健康保険及び厚生年金保険の事業主負担額等は含まれていない。これらの事業主負担額の費用は、積算上、現場管理費等に含まれている。

日当たり賃金	標準報酬月額	種類 負担率	労働保険	社会保険		社会保険料の 事業主負担額 (月当たり)	日当たり賃金 + 社会保険料の 事業主負担額 (日当たり)	日当たり に対する 割合
			雇用保険	健康保険 (介護保険を含む)	厚生年金保険 (子ども・子育て拠出金を含む)			
7,500	170,000		0.800%	5.830%	9.490%	27,364	8,744	116.6%
10,000	220,000		1,320	9,911	16,133	35,464	11,612	116.1%
12,500	280,000		1,760	12,826	20,878	45,096	14,550	116.4%
15,000	340,000		2,200	16,324	26,572	54,728	17,488	116.6%
17,500	380,000		2,640	19,822	32,266	61,296	20,286	115.9%
20,000	440,000		3,080	22,154	36,062	70,928	23,224	116.1%
22,500	500,000		3,520	25,652	41,756	80,560	26,162	116.3%
25,000	560,000		3,960	29,150	47,450	90,192	29,100	116.4%
27,500	620,000		4,400	32,648	53,144	99,824	32,037	116.5%
30,000	650,000		4,840	36,146	58,838	102,013	34,637	115.5%
			5,280	37,895	58,838			

(単位：円)

※ 雇用保険：労働者を雇用する事業所における一般被保険者一人当たりの事業主負担額を試算。
 事業主負担額は、日当たり賃金別に月 22 日労働と仮定した場合の月当たり賃金を元に算定。
 (例：日当たり賃金 15,000 円×22 日＝月当たり賃金 330,000 円)
 健康保険・厚生年金保険：法人及び常時 5 人以上の従業員を使用する個人事業所における被保険者一人当たりの事業主負担額を試算。
 事業主負担額は、日当たり賃金別に月 22 日労働と仮定した場合の標準報酬月額（賞与等を含まない）を元に算定。厚生年金保険の標準報酬月額
 の上限額は 620,000 円。
 (例：日当たり賃金 15,000 円×22 日＝月当たり賃金 330,000 円 → 報酬月額 330,000 円以上 350,000 円未満の標準報酬月額は 340,000 円)
 「健康保険」は、全国健康保険協会管掌健康保険（東京都）の保険料額。介護保険料を含む。
 「厚生年金保険」は、子ども・子育て拠出金を含む（厚生年金基金加入員を除く）
 「社会保険料の事業主負担額（日当たり）」は、「社会保険料の事業主負担額（月当たり）」を 22 日で除して算定。
 小数点以下は四捨五入して算定。
 令和 3 年 1 月時点の保険料率

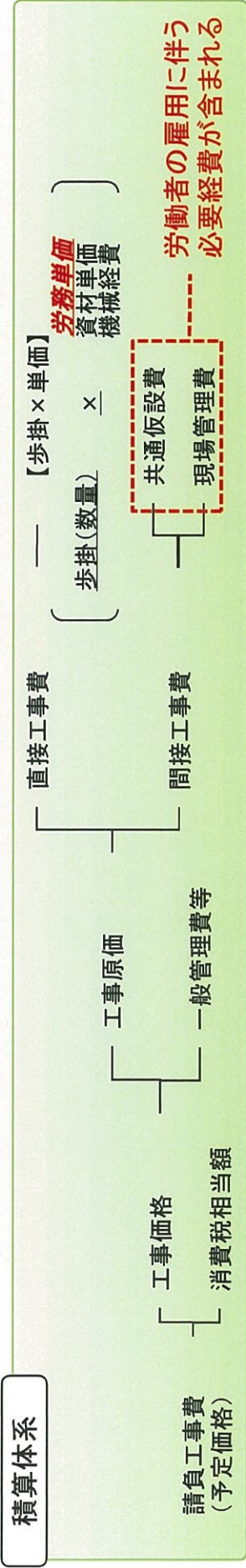
建設労働者等の雇用に伴う必要経費を含む金額の参考公表

現状

- ・公共工事設計労務単価は、国、自治体等が公共工事の予定価格を積算する際に用いる単価
- ・**建設労働者等の賃金相当額であって、労働者の雇用に伴う賃金以外の必要経費分※は含まれていない**

(必要経費分は、別途、共通仮設費、現場管理費の項目で積算される)

※労働者の雇用に伴う必要経費：法定福利費、労務管理費、安全管理費、安全管理費など



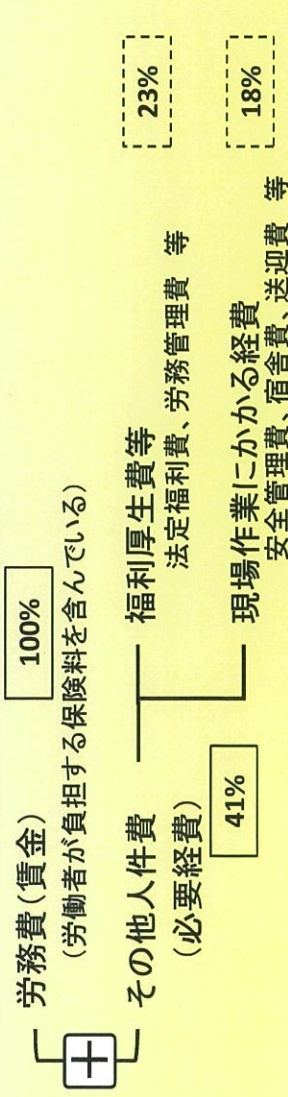
課題

建設労働者等が受け取る賃金をもとに設定している公共工事設計労務単価が、労働者の雇用に伴い必要な賃金以外の経費を含んだ金額と誤解され、必要経費分の値引きを強いられる結果、**技能労働者に支払われる賃金が低く抑えられている**との指摘がある。

対策

公共工事設計労務単価と、労働者の雇用に伴う**必要経費を含む金額**とを**並列表示し、公共工事設計労務単価には必要経費が含まれていないことを明確化する。**

労働者の雇用に伴い必要経費の内訳



(注1) 数値は、全国調査を基に試算した参考値
 (注2) 上記のうち、少なくとも労務費(賃金)及び法定福利費は、実際の施工に当たる技能労働者を雇用する建設企業が負担する費用である

並列表示イメージ

都道府県名	普通作業員	交通誘導警備員A
△△県	18,100 (25,400)	12,600 (17,700)
□□県	19,200 (27,000)	12,800 (18,000)

〔 上段 : 公共工事設計労務単価
 (下段) : 公共工事設計労務単価 + 必要経費 〕

大規模災害時における災害廃棄物の処理等に関する協定書

和歌山県（以下「甲」という。）と社団法人和歌山県産業廃棄物協会（以下「乙」という。）とは、地震等の大規模災害の発生時における災害廃棄物の処理等に関して、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、和歌山県内における大規模災害に伴い発生した災害廃棄物の処理について、甲が乙に協力を要請するための必要な事項を定める。

（定義）

第2条 この協定において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（1）大規模災害

災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害のうち、大規模な被害を生ずるものをいう。

（2）災害廃棄物

大規模災害により、倒壊し、焼失した建築物等構造物の解体撤去に伴って発生する木くず、コンクリート塊、金属くず等及びこれらの混合物並びに災害に伴い緊急に処理をする必要が生じた廃棄物をいう。

（3）災害廃棄物の処理

災害廃棄物の撤去、収集運搬、処分及びこれらに関連する事項をいう。

（協力要請）

第3条 甲は、県内の被災地域の市町村及び一部事務組合（以下「被災市町村」という。）が実施する災害廃棄物の処理に関し、被災市町村からの協力要請があるときは、乙に協力を要請するものとする。

2 甲は、前項の協力要請に当たっては、次の各号に掲げる事項を記載した文書で行うものとする。ただし、緊急を要する等文書による要請が困難な場合は、口頭で要請し、後に速やかに文書で通知するものとする。

（1）市町村名

(2) 協力内容

(3) その他必要な事項

(災害廃棄物の処理等の実施)

第4条 乙は、甲から要請があったときは、要請内容に基づき必要な人員、車両、資機材を調達し、被災市町村が実施する災害廃棄物の処理等に可能な限り協力するものとする。

2 乙は、被災市町村の指示に従い、災害廃棄物の処理に関する協力を行うものとする。

3 乙は、災害廃棄物の処理等の実施に当たっては、次の各号に掲げる事項に留意するものとする。

(1) 周囲の生活環境を損なわないように十分に配慮すること。

(2) 災害廃棄物の再生利用及び資源化に配慮し、その分別の徹底等に努めること。

(情報の提供)

第5条 甲は、災害廃棄物の処理等に円滑な協力が得られるように、県内の被災状況及び復旧状況等必要な情報を、乙に提供する。

2 乙は、災害廃棄物の処理等に関し協力可能な会員の状況を甲へ報告する。

(実施報告)

第6条 乙は、災害廃棄物の処理等を実施したときは、次の各号に掲げる事項を文書で甲へ報告する。

(1) 市町村名

(2) 実施内容

(3) その他必要な事項

(費用の負担)

第7条 第3条に規定する要請に基づき乙が実施した災害廃棄物の処理等に要した費用については、原則として当該処理等に係る被災市町村が負担する。

2 前項の費用の額については、乙と当該市町村が協議の上決定する。

(損害補償)

第8条 第3条に規定する要請に基づき災害廃棄物の処理等に従事した乙の会員が、そのために死亡し、負傷し又は疾病にかかった場合の損害補償については、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）その他の法令による。

（連絡窓口）

第9条 この協定の業務に関する連絡窓口は、次のとおりとする。

（1）甲は、和歌山県環境生活部環境政策局廃棄物対策課

（2）乙は、社団法人和歌山県産業廃棄物協会事務局

（協会員の状況等の報告）

第10条 乙は、この協定に基づく災害廃棄物の処理が円滑に行われるよう、協会員ごとの収集運搬車両その他必要な資機材の確保可能数等を、3年ごとに甲に報告するものとする。ただし、甲が必要と認めた場合は、乙に対し随時報告を求めることができる。

（他の被災都道府県への応援）

第11条 甲が、災害廃棄物の処理に関し、被災した他の都道府県から協力要請があるときは、この協定に準じて乙に協力を要請するものとする。この場合、乙は、可能な限り協力するものとする。

（協議）

第12条 この協定に疑義が生じた事項又はこの協定に定めのない事項その他必要な事項は、必要に応じて甲乙協議のうえ、定めるものとする。

（その他）

第13条 この協定を円滑に運用するために、甲が必要と認めたときは、乙及び被災市町村との調整を行うものとする。

（適用）

第14条 この協定は、平成18年7月26日から適用する。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙各1通を保有するものとする。

平成18年7月26日

甲 和歌山県知事 木村良樹

乙 和歌山市小松原通1丁目1番11号大岩ビル6階
社団法人和歌山県産業廃棄物協会
会長 武田全弘

覚 書 (案)

〇〇市（以下「甲」という。）と一般社団法人和歌山県産業資源循環協会（以下「乙」という。）とは、平成18年7月26日に和歌山県と乙との間で締結した大規模災害時における災害廃棄物の処理等に関する協定（以下「協定」という。）の規定に基づき、乙が実施する災害廃棄物の処理等の実施について、必要な事項を定めるため、次のとおり覚書を交換する。

- 1 この覚書において使用する用語は、協定において使用する用語の例による。
- 2 この覚書の業務に関する連絡窓口は、次のとおりとする。
 - (1) 甲は、〇〇市〇〇部〇〇課
 - (2) 乙は、一般社団法人和歌山県産業資源循環協会事務局
- 3 災害廃棄物は一般廃棄物として処理する必要があることから、次のとおり確認する。
 - (1) 甲は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「法」という。）施行規則第2条及び第2条の3の規定により、一般廃棄物処理業の許可を有しない乙の会員に対しても災害廃棄物の処理を委託することができる。
 - (2) 甲は、法施行令第4条の規定により、乙の会員の処分の場所が甲の区域以外の市町村にある場合、当該処分の場所がその区域内に含まれる市町村に対し、あらかじめ、必要な事項を通知（別記様式1）するものとする。
- 4 協定第4条に基づく災害廃棄物の処理等の実施について、甲及び乙は次の措置を講じるものとする。
 - (1) 甲は、災害廃棄物の処理のために使用する車両等が明確に識別できるよう、専用ステッカー及び災害派遣等従事車両証明書（別記様式2）を乙及び乙の会員に配布するものとする。
 - (2) 甲は、甲が指定する災害廃棄物の仮置場及び集積場を適切に管理し、乙は甲の指示に従い、これに協力するものとする。
 - (3) 災害廃棄物の仮置場及び集積場への搬入については、甲が交付した罹災証明書の原本を所持した者に限るものとする。
- 5 甲は、災害廃棄物の処理等に円滑な協力が得られるよう、〇〇市内の被災状況及び復旧状況等必要な情報を乙に提供し、乙は、災害廃棄物の処理等に関し協力可能な会員の状況を甲に報告するものとする。
- 6 甲は、乙との間で、災害廃棄物の処理等に関する管理委託契約を締結するものとする。
- 7 乙の会員の災害廃棄物の処理については、適正処理の確保及び処理実績の確認のためマニフェスト等を活用し、乙は取りまとめられた実績等を集約し、甲に報告するものとする。

のとする。

- 8 協定第7条第2項に定める費用の額は、甲の積算方法によることを基本とする。
- 9 甲は、乙との連携を図るため、災害対策会議及び情報伝達訓練等への参加を乙に要請するものとする。
- 10 乙は、業務の経験を活かし、災害廃棄物の処理等に関する提案又は助言をするものとする。
- 11 この覚書に定める事項について疑義が生じたときは、その都度甲、乙協議して定めるものとする。

この覚書を証するため、本書2通を作成し、甲乙各1通を保有するものとする。

〇〇年〇月〇日

甲 〇〇市（町・村）〇〇町〇〇
〇〇市長 ○ ○ ○ ○

乙 和歌山市十三番丁30番地酒直ビル1階
一般社団法人和歌山県産業資源循環協会
会 長 目 良 敏

(別記様式1)

年 月 日

〇 〇 市 (町・村) 長 様

△ △ 市 (町・村) 長

貴市町村区域内廃棄物処理業者への災害 (一般) 廃棄物の処理委託について
(通知)

〇〇〇により発生した災害廃棄物について、貴市 (町・村) 区域内にある廃棄物処理業者に
処理委託を行いたいので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第4条第9号イの規定に
基づき下記のとおり通知します。

記

- 1 処分の場所の所在地
- 2 受託者の氏名又は名称及び住所 (法人にあつては代表者の氏名)
- 3 処分に係る一般廃棄物の種類及び数量並びにその処分の方法
種 類：
数 量：
処分方法：
- 4 処分を開始する年月日

災害派遣等従事車両証明書	
発行番号	〇〇市(町・村) 号
通行年月日	年 月 日
道路名 及び区間	道路名： 〇〇自動車道 区 間： 〇〇 ⇄ △△
乗車責任者の 所属、氏名	
車両登録番号	
備 考	料金所では一般レーンをご利用ください。
<p>この車両は、〇〇に伴う災害派遣等従事車両であることを証明する。</p> <p style="text-align: center;">平成 年 月 日 〇〇市(町・村)長 〇〇 △△ 印</p>	

- (注) ・発行番号は一連番号をいいます。
 ・本証明書のサイズは「タテ14cm×ヨコ10cm」とし、
 A5判用紙にて発行してください。

災害廃棄物の処理に関する管理委託契約書（案）

〇〇市（町・村）長（以下「甲」という。）と、一般社団法人和歌山県産業資源循環協会会長（以下「乙」という。）との間で、災害廃棄物の処理等に関して、次のとおり管理委託契約を締結する。

第1条 災害廃棄物の処理を適正かつ円滑に実施するため、甲は乙に対して、災害廃棄物処理に関する次のことについて委託するものとする。

- (1) 災害廃棄物処理を円滑に実施するための協会会員業者の管理・監督に関すること。
- (2) 処理業者の動員、配車及び増車の調整に関すること。
- (3) 災害廃棄物の適正処理、安全衛生指導に関すること。
- (4) 処理施設に関する廃棄物処理法第15条の2の5の届出指導に関すること。

第2条 乙は、原則として、協会会員業者に対して第1条の各号に掲げる業務を担当する監督員を置くものとする。

2 乙は、本委託契約締結後は、監督員を指定して必要な監督をさせなければならない。

第3条 甲は、災害廃棄物の処理に円滑な協力が得られるように、甲の区域内の被災状況及び復旧状況その他必要な情報を乙に提供するものとする。

2 乙は、災害廃棄物の処理に関し、協力可能な会員の情報を甲へ報告するものとする。

3 乙は、甲の災害廃棄物処理計画を円滑に実施するため必要な助言を行うものとする。

第4条 乙及び第2条に定める監督員は、本契約及び本件受託業務の履行に関して知り得た甲の業務秘密を、本件受託業務以外の目的に使用してはならない。

2 乙及び第2条に定める監督員は、前項の業務秘密を第三者へ漏洩してはならない。

3 乙及び第2条に定める監督員は、本契約期間中はもとより契約終了後も本条の義務を遵守しなければならない。

第5条 本契約に伴う諸経費は、甲乙が協議の上決定する。

第6条 本管理委託契約に定めのない事項、又は定めていない事項については、その都度、甲乙協議のうえ決定する。

以上、本管理委託契約書締結の証として、本書2通を作成し、甲乙各1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 和歌山県〇〇市（町・村）長

△ △ ○ ○ 印

乙 和歌山市十三番丁30番地酒直ビル1階

一般社団法人和歌山県産業資源循環協会

会長 松田 美代子 印

災害廃棄物収集運搬委託契約書（案）

委託者〇〇市（町・村）（以下「甲」という。）と受託者〇〇△△（以下「乙」という。）は、甲の区域内で発生した災害廃棄物の収集運搬について、次のとおり委託契約を締結する。

（目的）

第1条 甲は、災害廃棄物を第15条で定める期間内に適正に収集運搬する業務（以下「委託業務」という。）を委託する。

（処理能力の確認）

第2条 甲は、この契約を締結するに当たり、乙の処理能力を確認しなければならない。

2 甲は、乙が廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）に基づく一般廃棄物収集運搬業又は産業廃棄物収集運搬業の許可を取得している場合は、許可証の写しを提出させることにより確認することができる。

（処分業者）

第3条 甲は、甲の区域内で発生した災害廃棄物について、別途処分業者と処分委託契約を締結し、乙に当該委託業者に係る事項を通知するものとする。

（積替・保管の禁止）

第4条 乙は、甲から委託された災害廃棄物を積替又は保管することなく、前条に基づき通知された運搬先に運搬しなければならない。

（再委託の禁止）

第5条 乙は、甲から委託された委託業務を第三者に委託してはならない。

（業務完了報告）

第6条 乙は、委託業務を完了したときは、遅滞なくその旨を甲に報告しなければならない。

（事故責任等）

第7条 甲は、甲が委託する災害廃棄物の取り扱いに必要な情報を的確に乙に通知しないことに起因して乙の業務に重大な支障が生じたときは、その賠償の責めを負うものとする。

2 乙は、甲から通知された災害廃棄物の取り扱いに必要な情報に基づき、細心の注意を払って委託業務を適切に行わなければならない。

3 乙は、法令及びこの契約に従い、誠実に委託業務を履行するほか交通法規を遵守して事故防止に努めなければならない。

4 運搬作業の際に発生した事故については、その原因が甲の責めに帰すべき場合を除き、乙が責任を負うものとする。

（委託する災害廃棄物の種類、数量及び処理料金）

第8条 甲が、乙に収集運搬を委託する災害廃棄物の種類、数量及び単価は、別表のとおりとする。

（委託料の支払い）

第9条 甲の委託する災害廃棄物の収集運搬業務に関する委託料（以下「委託料」という。）は、前条にて定める処理料金に、消費税及び地方消費税の額として当該金額に100分の10を乗じて得た額を加算したものとする。この場合において、算出した消費税及び地方消費税の額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

2 甲は、乙からの委託業務終了報告書を受け取った後、乙に対して委託料を支払う。なお、業務期間内において、乙からの支払い要請があった場合、甲は、出来高報告書を受け取ることにより、出来高払いをすることができる。

(内容の変更)

第10条 甲、乙（又は丙）は、必要がある場合は委託業務の内容を変更することができる。この場合において、契約単価又は契約期間を変更するとき、又は数量に大幅な変動が生ずるときは、甲と乙（又は丙）で協議の上、書面によりこれを定めるものとする。

(機密保持)

第11条 甲又は乙は、この契約に関連して業務上知り得た相手方の機密を第三者に漏洩してはならない。ただし、公表する必要がある場合で相手方の文書による許諾があったときは、この限りでない。

(契約の解除)

第12条 甲又は乙は、相手方がこの契約の条項のいずれかに違反したときは、この契約を解除することができる。

2 甲は、乙が廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）第4条第1号から第3号までに定める基準に適合しなくなったときは、この契約を解除することができる。

3 甲は乙若しくは従業員が反社会的勢力（暴力団等）である場合、または密接な関係があると判明した場合催告することなくこの契約を解除することが出来る。

(保証人)

第13条 乙は、甲の要求によってこの契約に定める義務の履行を連帯して保証するところの甲の認める保証人（以下「丙」という。）をたてなければならない。

2 甲は、前条の規定に基づき契約を解除することができるほか、丙に対して、その履行を請求することができる。

3 丙は、前項の規定による甲の請求があったときは残運搬を行うほか、この契約に基づく乙の権利及び義務を承継する。

(協議)

第14条 この契約に定めのない事項及びこの契約の各条項に疑義が生じたときは、その都度当事者が誠意をもって協議の上、これを決定する。

(委託期間)

第15条 この契約の委託期間は、令和 年 月 日から令和 年 月 日までとする。

この契約の締結を証するため、本書を3通を作成し、甲乙丙が記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和 年 月 日

(甲) 委託者

住 所 和歌山県〇〇市（町・村）長

氏 名 △ △ ○ ○ 印

(乙) 受託者

住 所 ○ □ ○ □

氏 名 ○ ○ △ △ 印

(丙) 保証人

住 所 ・ 和歌山市十三番丁30番地酒直ビル1階

氏 名 一般社団法人和歌山県産業資源循環協会
会長 松田 美代子 印

災害廃棄物処分委託契約書（案）

委託者〇〇市（町・村）（以下「甲」という。）と受託者〇〇△△（以下「乙」という。）は、甲の区域内で発生した災害廃棄物の処分について、次のとおり委託契約を締結する。

（目的）

第1条 甲は、災害廃棄物を第14条で定める期間内に適正に処分する業務（以下「委託業務」という。）を委託する。

（処理能力の確認）

第2条 甲は、この契約を締結するに当たり、乙の処理能力を確認しなければならない。

2 甲は、乙が廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）に基づく一般廃棄物処分業又は産業廃棄物処分業の許可を取得している場合は、許可証の写しを提出させることにより確認することができる。

（収集運搬業者）

第3条 甲は、甲の区域内で発生した災害廃棄物について、別途収集運搬業者と収集運搬委託契約を締結し、乙に当該委託業者に係る事項を通知するものとする。

（再委託の禁止）

第4条 乙は、甲から委託された委託業務を第三者に委託してはならない。

（業務完了報告）

第5条 乙は、委託業務を完了したときは、遅滞なくその旨を甲に報告しなければならない。

（事故責任等）

第6条 甲は、甲が委託する災害廃棄物の取り扱いに必要な情報を的確に乙に通知しないことに起因して乙の業務に重大な支障が生じたときは、その賠償の責めを負うものとする。

2 乙は、甲から通知された災害廃棄物の取り扱いに必要な情報に基づき、細心の注意を払って処分を適切に行わなければならない。

3 乙は、法令及びこの契約に従い、誠実に委託業務を履行するほか労働安全関係法規を遵守して事故防止に努めなければならない。

4 処分作業の際に発生した事故については、その原因が甲の責めに帰すべき場合を除き、乙が責任を負うものとする。

（委託する災害廃棄物の種類、数量及び処理料金）

第7条 甲が、乙に処分を委託する災害廃棄物の種類、数量及び単価は、別表のとおりとする。

（委託料の支払い）

第8条 甲の委託する災害廃棄物の処分業務に関する委託料（以下「委託料」という。）は、前条にて定める処理料金に、消費税及び地方消費税の額として当該金額に100分の10を乗じて得た額を加算したものとする。この場合において、算出した消費税及び地方消費税の額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

2 甲は、乙からの委託業務終了報告書を受け取った後、乙に対して処分の委託料を支払う。なお、業務期間内において、乙からの支払い要請があった場合、甲は、出来高報告書を受け取ることにより、出来高払いをすることができる。

（内容の変更）

第9条 甲、乙（又は丙）は、必要がある場合は委託業務の内容を変更することができる。この場合において、契約単価又は契約期間を変更するとき、又は数量に大幅な変動が生ずるときは、甲と乙（又は丙）で協議の上、書面によりこれを定めるものとする。

（機密保持）

第10条 甲又は乙は、この契約に関連して業務上知り得た相手方の機密を第三者に漏洩してはならない。ただし、公表する必要がある場合で相手方の文書による許諾があったときは、この限りでない。

（契約の解除）

第11条 甲又は乙は、相手方がこの契約の条項のいずれかに違反したときは、この契約を解除することができる。

2 甲は、乙が廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）第4条第1号から第3号までに定める基準に適合しなくなったときは、この契約を解除することができる。

3 甲は乙若しくは従業員が反社会的勢力（暴力団等）である場合、または密接な関係があると判明した場合催告することなくこの契約を解除することができる。

（保証人）

第12条 乙は、甲の要求によってこの契約に定める義務の履行を連帯して保証するところの甲の認める保証人（以下「丙」という。）をたてなければならない。

2 甲は、前条の規定に基づき契約を解除することができるほか、丙に対して、その履行を請求することができる。

3 丙は、前項の規定による甲の請求があったときは残処分を行うほか、この契約に基づく乙の権利及び義務を承継する。

（協議）

第13条 この契約に定めのない事項及びこの契約の各条項に疑義が生じたときは、その都度当事者が誠意をもって協議の上、これを決定する。

（委託期間）

第14条 この契約の委託期間は、令和 年 月 日から令和 年 月 日までとする。

この契約の締結を証するため、本書を3通を作成し、甲乙丙が記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和 年 月 日

（甲）委託者

住 所 和歌山県〇〇市（町・村）長

氏 名 △ △ ○ ○ 印

（乙）受託者

住 所 ○ □ ○ □

氏 名 ○ ○ △ △ 印

(丙) 保証人

住 所 和歌山市十三番丁30番地酒直ビル1階

氏 名 一般社団法人和歌山県産業資源循環協会

会長 松田 美代子 印

